

令和2年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (9月23日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
北 條 利 雄 君	7
関 根 浩 治 君	27
宗 田 雅 之 君	36
遠 藤 貴 人 君	51
前 田 武 久 君	55
報告第3号の上程、説明、質疑	66
議案第57号～議案第66号の上程、説明	67
監査報告	78
議案第67号～議案第76号の上程、説明	80
議案第77号の上程、説明	88
散会の宣告	88

第2号 (9月30日)

議事日程	8 9
本日の会議に付した事件	9 1
出席議員	9 1
欠席議員	9 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
職務のため出席した者の職氏名	9 1
開議の宣告	9 2
議事日程の報告	9 2
議案第 5 7 号～議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 6 7 号～議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	1 0 9
発議第 3 号の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 1 0
閉会中の継続審査申出について	1 1 1
日程の追加	1 1 2
同意第 1 2 号の上程、説明、採決	1 1 2
閉会の宣告	1 1 3
署名議員	1 1 5

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月23日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 6 議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 7 議案第58号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 8 議案第59号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第 9 議案第60号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第10 議案第61号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第11 議案第62号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告

- 日程第12 議案第63号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第13 議案第64号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第14 議案第65号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第15 議案第66号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第16 議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）
提案理由の説明
- 日程第17 議案第68号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第18 議案第69号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第19 議案第70号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第20 議案第71号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第21 議案第72号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
提案理由の説明
- 日程第22 議案第73号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第23 議案第74号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第24 議案第75号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
提案理由の説明

日程第25 議案第76号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第26 議案第77号 村道路線の認定について

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君
代監査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木節子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、改めておはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第5回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、鈴木隆寛君。

○議会事務局長（鈴木隆寛） 諸般の報告をいたします。

本会議に村長及び教育委員会教育長、代表監査委員に出席を求めました。

代表監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりです。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申し出がありましたので、発言を許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第5回鮫川村議会9月定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案のご審議をいただきますことに深く御礼を申し上げたいと思います。

現在、台風12号が本州に接近中であります。関東・東北地方は、明日24日から25日未明にかけて、大雨とともに通過をする予定であります。若干太平洋側が変わってきたようにありますが、現在、気象情報を得ながら、村民への注意喚起、緊急警報等の周知を徹底し、早めの災害防止策を進めているところでもあります。

さて、私ごとでありますけれども、昨年8月31日に村長に就任をさせていただき、既に1年が経過をいたしました。就任直後の台風19号の襲来による災害への対応、地域医療継続への対応、さらに新型コロナ感染対策など、村民に直接関わる各対応と判断に迫られましたが、多くの村民の皆様、そして議会議員各位、特別職、議員をはじめとする関係者の皆様の温かいご指導とご支援を賜りながら、難題に対しても、現在も適切な対応を講じているところでもあります。改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、全世界及び全国を震撼させている新型コロナウイルス感染拡大は、勢いも収まらずに、県内にもクラスター、感染者が確認されるなど、予断は許されない状況にあります。今後、秋から冬にかけて風邪やインフルエンザも流行する季節となることから、東白川町村会としましても、郡内に発熱外来を設置する予定であります。東白河医師会長及び塙厚生病院の院長に支援の要請をしているところでもあります。設置に向けて準備を進めているところでもあります。

本村においても、村民の多くは村外者との関わりが多いことから、いつ感染してもおかしくない状況にあります。引き続き、感染予防につきましては、緊張感を持って継続していただくようお願いを申し上げたいと思います。

さて、今定例会でご審議いただく議案であります。報告が1件、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定、特別会計歳入歳出決算認定が10議案、令和2年度一般会計補正予算（案）、特別会計合わせて10議案、その他村道路線の認定1議案、合計11議案であります。

さらに、一般質問は5名の議員から10件の通告をいただいております。いずれも村民の生活に直結して、本村の将来を見据えた重要な質問でありますので、誠意を持って答弁をさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 遠藤 貴人 君 及び

5番 堀川 照夫 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

[6番 北條利雄君 登壇]

○6番（北條利雄君） 去る9月9日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和2年第5回鮫川村議会定例会の運営につきまして協議を行いました。その結果についてご報告申し上げます。

本定例会の案件は、報告1件を含む村長提出議案22件でございます。このほか陳情書2件は、鮫川村議会運営基準129条の規定によりまして、その写しを議員に配付しております。

次に、一般質問ですが、5名10件の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日9月23日から9月30日までの8日間とし、日程においては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月30日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例議会に、通告どおり3点の質問をさせていただきます。

それでは、質問に移ります。

まず、第1点は、鮫川村振興計画と総合戦略についてであります。

鮫川村の第4次鮫川村振興計画は、目指すべき村づくりの理念に基づき、政策、施策、事務事業とピラミッド状に連なっており、本村の最上位の行政計画であります。

計画期間が平成27年度から令和6年度までの10年間、令和元年度までの前期計画が終わり、令和2年度から5年間を後期基本計画期間と定めたものであります。

この後期基本計画の策定は、本村を取り巻く環境の変化や時代の潮流など様々な課題を見据え、今後の5年間の村づくりの方向性と目標を定める重要なミッションであります。

ミッションとは、任務や使命のことです。この任務や使命には、大きく分けて3つの要素が含まれます。到達すべき目標があること、目標に進んでいく行動があること、それらが何かに求められていることとあります。

さらに、人口ビジョン・総合戦略は、振興計画の実施計画として具体的に位置づけられ、整合性を図るとされております。

振興計画後期計画と第2期総合戦略は、昨年度に検証と見直しや計画策定がなされ、本年度から実施に移行すべきものであります。こうした重要事項が本年度においても、当初の

事務事業と予算編成計画がなされず、空白が生じる事態となり、計画策定への取り組みの遅滞や補正予算での対応がなされております。

長中期計画策定の基本は、緊急性を除き、計画期間の前年度に実施されるべきことが通常であります。2つの重要な長中期計画の検証と次期計画策定が、指摘され、言われて気づくことがあってはならないものであります。

行政の最高執行責任者である首長が4年に一度替わっても、職員の人事異動などがあつたとしても、行政組織の事務事業は確実に引継ぎがなされていなければならないものであります。行政組織が計画で掲げられた施策や事業について、毎年度評価を行い、その結果を予算編成や目標値の見直しに活用し、計画の確実な実施を図るべきものであります。

本村でも、毎年度決算時に、主要施策の成果、予算執行の実績が作成されておりますが、今まで、これらが水道水源地や公営住宅の未着手などの不適切な事務事業と予算執行が指摘され、問題事案があつたことを謙虚に受け止めるべきであります。

これらは、成果や実績だけでなく、達成すべき組織目標を設定し、年度終了時などに達成度や自己評価、目標管理、進行管理を行うべきものであります。こうした重要事項の一連の流れがなおざりであつたもので、誠に残念であります。なおざりの意味は、注意力が欠落しており、意識せず、おろそかな結果になってしまい、行為そのものがなされていないことであります。

この事実は、まさに新時代への継続と力の姿勢が見えてこないもので、行政の大きな反省点であり、早急に改善すべきものであります。

何が課題で問題であつたのであろうか。行政組織の事務事業における進行管理などを円滑に進め、業務を継続的に改善する手法の一つP D C Aサイクル（P l a n 計画、D o 実行、C h e c k 評価、A c t i o n 改善）や、総合戦略にある成果を上げ、目標達成の技術とされるK P I（K e y P e r f o r m a n c e I n d i c a t o r 重要業績評価指標）などが日常的に機能していないことを裏づけるものであります。

行政組織全体でP D C AサイクルとK P Iを再認識するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目指した行政評価システムの構築とその実践に取り組む必要があります。

これらの行政組織の反省点を踏まえた第4次鮫川村振興計画の後期計画と第2期総合戦略の見直しの計画策定が、村づくり委員会が組織され、さらにコンサル委託により進められております。

振興計画の前期計画と第1期総合戦略の点検と検証結果、なお、振興計画の前期計画の検証結果につきましては、今般の一般質問通告提出日の初日後になりますが、第4回臨時議会で提示・配付されており、さらに村のホームページで公開されております。策定が令和2年7月、現計画点検中間評価報告書として、96ページにわたり、具体的な施策ごとに達成状況と課題などの詳細な取りまとめが出されております。これらを活用した次期取り組みがなされていると思われま

しかし、第1期総合戦略の点検と検証結果、振興計画の後期計画と第2期総合戦略の計画期間のずれの補正、村長公約（マニフェスト）と村民との対話の整合性、現在の進捗状況と今後の方向性を再度お伺いいたします。

なお、第4次鮫川村振興計画の後期計画と第2期総合戦略の計画策定のための基本的な策定方針があれば、事前に提出願いますということもお願いしておりましたが、これらについては提出されておりますので申し添えます。ご回答よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1点目のご質問、「鮫川村振興計画と総合戦略について」お答えを申し上げます。

第4次鮫川村振興計画は、議員ご指摘のとおり、地域づくりの最上位に位置づけられる行政計画であり、中長期の展望に立った計画的・効率的な行政運営の指針を示したものであります。

基本構想につきましては、平成27年度から10年間の目標で改め、今回、村の将来像や施策の方針、重点構想といった基本構想に変更を加えることはございません。前期基本計画が平成27年度からの5年間であることから、前期基本計画の点検・検証を踏まえた令和2年度からの後期基本計画の策定を引き続き進めているところであります。

前期基本計画5年間の進捗状況の把握や、現在抱える問題や課題の洗い出し、今後の取り組みを検討するために、令和元年10月から開催した「7区の行政区における地域懇談会」の中で、村民の意向を伺うとともに、令和元年12月に「村民アンケート」を実施し、18歳以上の村民1,500人を無作為に抽出し、913名から60.9%の有効回答をいただいております。

振興計画に住民の意思を反映し、必要な事項を村長に提言する村づくり委員会において、村民10名を令和2年6月に委嘱し、7月中に三度にわたる会議を重ね、令和2年8月に提言

書を提出いただいたほか、令和2年7月に第4次振興計画の施策の達成状況及び今後に残された課題等を調査し、前期基本計画を点検・評価するとともに、令和2年度からの後期基本計画策定のための基礎資料として、現計画の点検、中間評価報告書を取りまとめ、今年8月に議員の皆様にお配りをさせていただいたところでございます。

本報告書は、分野別計画に掲げた施策の達成度合いをAからEの5段階で評価したもので、全体評価が77.4点を示し、計画期間10年のうち5年が経過した時点で、約8割の達成度を表しております。また、令和2年8月から9月にかけての7日間において、前期基本計画の点検・検証とKPIを踏まえた令和2年度からの後期基本計画の施策を、各課担当者より村長が聴取の上指示する第4次振興計画後期基本計画実施計画ヒアリングを実施したところであります。

今後とも、実施事業の点検・評価を踏まえたヒアリングを継続的に実施して、議員ご指摘の本村事務事業の公正性と透明性の向上に努めてまいりたいと考えております。

後期基本計画の策定は、令和元年度から年度をまたぐこととなりますが、これまで申し上げましたとおり、行政組織全体でPDCAサイクル並びにKPIによる第4次振興計画後期基本計画の点検・検証に取り組みながら、令和2年12月とする策定の期日に向けて進めておるところであります。

次に、鮫川村人口ビジョン基本総合戦略であります。人口ビジョン・総合戦略は、振興計画の基本理念に基づき、振興計画の実施計画としても位置づけているところでありますが、令和2年3月において、第1期人口ビジョン・総合戦略を5年間とした計画期間を1年延長する方針を取っております。

これは、鮫川村振興計画及び総合戦略は極めて関連性が高く、重要であることから、振興計画及び総合戦略の両計画策定に当たっては整合性を図っていく必要があります。双方の取り組みを効果的かつ合理的に進めるためにも、総合戦略を後期基本計画の策定期間に合わせることから、また、第1期人口ビジョン・総合戦略の点検・検証に取り組むことから、第1期総合戦略の計画期間を1年延長することで、振興計画の基本計画及び第2期総合戦略に検証結果を生かすこととしております。

第2期人口ビジョン・総合戦略策定に向けた進捗状況といたしましては、ただいま令和2年9月に第1期人口ビジョン・総合戦略の検証を行っております。検証結果は、令和2年12月、今年の12月に皆様のほうにお示しできる予定であります。

第2期人口ビジョン・総合戦略は、第1期と同様に、「鮫川村人口ビジョン」、「鮫川村

総合戦略」で構成され、振興計画後期基本計画との整合を図りながら、4年間の計画の策定を進めていくこととなります。現在、第2期に当たる鮫川村人口ビジョン（2020年策定版）の検討に取り組んでおります。各課からの意見聴取を進めているところでございます。

第1期鮫川村人口ビジョンの結びには、「目指すべき将来の方向性」が示されております。1つ目は「ふるさと回帰の推進」、2つ目は「稼ぐ力の創出」、3つ目は「暮らしやすくにぎわいのある村づくり」、この3点を基本目標としています。

人口ビジョン（2020年度の策定版）では、結びの中で、「現在暮らしている人の暮らしやすさ、本村に暮らす魅力を高める」。2番として、「定住人口、交流人口に加えて関係人口を増やす」。3番目として、「子育て世代の支援を強化して、子供を産み育てる環境を整備する」としております。

以上3点を中心に検討を進める予定であります。

これは、令和2年6月議会定例会の一般質問、「行財政改革について」の答弁の結びに、「村民主体の村づくり」を目指す施策の具現化の検討を進めて、実現性の高い事務事業に取り組むとお答えしているとおおり、第1次人口ビジョンの方針、「村外から内に人や所得を取り込む」とする点に、第2次人口ビジョンでは新たに、村内で暮らす環境の充実ということを加えて、住民が村で長く暮らす上で、満足度を高める狙いを持って進めているものであります。

村民主体の村づくりを施策として反映させるよう、協議・検討を重ね、事務事業精度を高めたいと考えております。

以上で、北條議員の1点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま村長から答弁いただきました。

最上位の計画である振興計画は、かつて地方自治法によって、市区町村に策定が義務づけられておりました。地方分権改革の取り組みの中で、国から地方への義務づけ、枠づけの見直しの一環で地方自治法が改正され、平成23年8月1日付で基本構想の策定義務づけの規定が廃止されております。ご存じですか。

しかし、基本構想義務づけが廃止されても、多くの自治体が基本構想や基本計画の策定を行っております。我が村でも、目指すべき将来像や目標、施策の方針などを示す必要性から振興計画を策定しております。

振興計画の実施計画と位置づけされている総合戦略、振興計画の関係性を踏まえ、策定作

業や推進を同時に行うことが望ましいことから、計画期間を一致させております。振興計画前期計画と総合戦略は、いずれも計画期間が平成27年から令和2年度までの5年間とされているものであります。

総合戦略は国・県の戦略を勘案して定めるよう努めること、計画期間については、総合戦略に切れ目が生じないのであれば、実情に応じた計画期間を設定しても差し支えないとされております。村のホームページの総合戦略の令和2年3月、追記として、振興計画後期計画との整合性・連携を図るためとし計画期間を1年間延長すること、村長が今答弁したとおりであります。

しかし、振興計画後期計画、総合戦略との間に1年間の空白期間が生じることとなります。振興計画と総合戦略の関連性を踏まえ、策定作業や推進を同時に行うことが望ましいことから、計画期間を一致させてきたものであります。なぜ今になり、両計画期間の一方をずらし、改めて整合・連携を図るとは、どんな理由で変更対処することにしたのか。また、振興計画の計画期間の変更はないのか。これらについて、まず一つ伺います。

さらに、今、村づくり委員会が組織され、計画の見直しの検討がなされております。しかし、振興計画に関する事項を調査・審議とする鮫川村振興計画審議会条例が設置されております。この審議会の振興計画の後期計画策定への関わり方をどうされるのか。これを第2点目として伺います。

さらに、3点目は、振興計画の実施計画は、具体的に実施する事業の内容や財源を示し、別途策定するとされておりました。さらに、向こう3年間の計画と毎年度見直しを行うこととされておりましたが、これらを実践されてきたのか、3点をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、振興計画、また総合戦略・人口ビジョン策定は、振興計画は平成27年から令和6年の10年間ということで、前期5年の中で最後の1年で計画をもって、そして後期の検証をしながら計画を練り直す。さらに、人口ビジョン・総合戦略におきましては、5年ごとに戦略を検証して、振興計画と整合性を持つ総合戦略にシななくてはならないという状況で、27年からスタートしたわけでございます。

ご指摘のとおり、ご意見、今あったとおり、平成23年8月1日に国の法律が、振興計画そのものも策定義務を解除したという状況にありますけれども、多くの自治体は、振興計画については10年以上、さらに、総合戦略については4年から9年というアバウトな策定をシな

がら、実態に合ったもので、村民に寄り添ったものでつくるという自治体が増えてきているようでございます。

私は、昨年の8月31日に村長に就任をいたしました。その時点で、大楽前村長からの引継書の中に、この計画、未着手ということで引継書の中にうたっておりました。承知しておりました。しかしながら、策定を急ぐということではなくて、住民懇談会、私は村民との対話を軸にということ念頭に置いて、村長に就任してからも、皆さんのご意見を聞きながら村の中期・長期計画を立てたいと思っておりました。そのためには、村民に分かりづらい振興計画、それから、皆さんに共有できない難しい言葉ではない、そのような総合戦略をしたいなと頭の中に描いております。

村長のマニフェストとの整合性はどうかという、質問の最後になりましたけれども、6月議会で答弁しましたとおり、9つの理想の村、そして38の具体的な施策を昨年10月につくりましたが、それを、まずは職員の皆さん全ての方に目を通していただいて、私が何をしたいのか、どのような考えで村政に関わるのかということをもっと知っていただいた上で、今回の振興計画の、まず地域懇談会、膨大なご意見が出ました。各大字7区から、小さいことから長期的に立った村の施策に対する意見まで出ておりますから、それを精査させていただきました。それを基本として、そしてまた、私がマニフェストとして出したものと併せて、職員の中では、今回の総合戦略の評価、そして総合戦略の振興計画の評価、そして総合戦略のプロジェクトチーム、これに、その結果と私の思いと具体的な施策も併せて、職員の中でのプロジェクトチームを何遍も重ねてまいったわけでありまして。

そして、村づくり委員会は、各施策の専門分野10人の方々に参加していただいておりますから、3回の開催でありましたけれども、その中で、本当にここまでご意見があるのか、すばらしいと思うような提案、それから村の将来を心配する内容のご意見を踏まえて、今後、第4次振興計画の後半、それから、5年ごとに見直すべきという総合戦略の基本としていきたいと思っております。

もう一つ、毎年毎年、財政状況が変わります。そしてまた、国の施策も変わりますから、基本の理念は変えなくても、計画は毎年検証して変えて、今の時代に合ったもの、そして我が村の財政事情、そして、ここまで人口が急激に減っておりますが、そこに勘案で、村に合った計画をこれからきちんとしたもので、コンサルに今、総合戦略はお願いしてありますが、その基本となるものは手づくりであって、皆さんと一緒に意見を出し合ったものを仕上げさせていただくということで今取りかかっております。今年12月に、総合戦略の方針は皆様の前に

お示しをさせていただくと思いますが、その内容も見ていただきながらも、今後また厳しいご意見もご指摘もいただきたいと思っております。

一般質問の中で、言われないと気がつかないのかという話ではありますが、間違いなく落ち度でありました。1年ずらすということは、空白を空けるということではありますが、それは私は言い訳はいたしません。しかしながら、村民ときちんと話をして計画を立てるという手順は、今後とも進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今聞きましたけれども、村の振興計画と総合戦略、実施計画と一致させてやっていくんだよということで、分かります。国でも、今度の総合戦略は期間を認めてもいいよということを許していますよ。だけれども、振興計画と実施計画となっている総合戦略を一致させて、村づくりを進めるんだよということであります。

その中に、昨年度村長が替わり、やってきて、それから、今村長が実施されている村民との対話、村民との懇談会、こういうことを入れていくということは大切だと思います。今までなかったことを村長自らが今実践されています。それを中に入れてということが、これからの今年以降の振興計画なり後期計画に入れて、いい計画を策定するというのは分かります。

しかし、きちんと村の最上位の振興計画と総合戦略は一致させるということを前提とすれば、総合戦略を1年間ずらしたのであれば、そういうことも勘案しながら、振興計画も1年ずらした計画にすべきじゃないですか。そこがちょっと分からないということと、それから、先ほど検討・見直しをするのが遅いということでしたが、国だって、今度の第2期総合戦略を進めるに当たって、昨年6月ですよ、手引まで作っているんです。第1期総合戦略の見直し・検証をきちんとやって、次に向かう計画を進めなさいと言っているんです、内閣府が。そして、12月には国の内閣府が閣議決定されている。鮫川村はそれが分からなかったんだか、知らせがないから分からなかったんだけど、本当に遅れているわけですよ。

だから、今いろんな形で、村づくり委員会をつくったりして検討はされていると思いますが、その検討結果というのは、もう12月ですから、間もなく1年過ぎるような話ですよ。それを計画して、2年から実施に移していますというのは、ちょっと納得いかないんですね。だとすれば、思い切って振興計画を1年ずらせばいいと思うんですが、もう一度答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 振興計画、総合戦略の年度末は令和6年となっておりますし、今話したように1年遅れているということではありますが、令和7年までで基本計画を練るのか。もう一つは、総合戦略を、あと残すところ4年ということになっておりますので、4年で振興計画と合わせて7年からスタートするのか。私は、時間があるから、時間を割いて密にして、あと4年あるわけですから、その中で年度年度の検証をして、皆様と協議をしていけば、令和7年度の用意ドンの同じ年度のスタートはできるかと思います。

ただし、その中で、計画を策定するためには予算が必要でありますから、その予算計上も前もって、財政も今回ご指摘のあるとおり、令和元年度の予算に計画の策定の予算が入っていなかったのではないかと、たまげて補正予算で上げたんじゃないかと、全くそのとおりであります。その点は落ち度があったなと思いますが、計画性を持って、令和7年度から両計画、振興計画は大枠の10年の計画で、6年度に終わりますから、それから総合戦略も27年、同じ時期につくって、6年で後半5年間終わるわけですから、そここのところの整合性を合わせて、1年延ばしても中身の濃いものであれば、その覚悟で取り組みます。

予算の関わる問題でありますから、ただし、内容はコンサル等に丸投げをするようなやり方を私はしたくない。時間をかけてもいいですから、皆さんとお話した中で、今村民が何に困っているのか、どのようなことを将来村に望んでいるのか、アンケートも大変な量の村民のご意見が出ておりますから、それを全てかなえることはできないかもしれませんが、まず村民の皆様のお考えを反映させるように、そしてまた、議員の皆様方、行政区長さんの皆様方の代表する方々の長期的な考えもすり合わせて、6年度で両計画を、1年遅らすことも視野に入れまして、基本的には同じ年にスタートをさせたいと、こう考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今村長が、そういうずれがあったということ、それから遅れたということをお認めくれましたけれども、やはり村の最上位計画ですよ。それを目指して、村民も職員も同じ目標に向かってやってくるわけですよ。ただ、新しい関根村長になった、マニフェストをつくっていた、これらも入れなきゃならない。どっちも大事なんです。村民との対話も大事です。懇談会も大事です。これをどうやって入れていくか、ちょうどいい時期が、この切替え中間地点なんですよ。だから、入れていいと思うんです。

それをやはり、私はがんじがらめに期間云々で言いたくないんです。だとすれば、それをきちんと入れるんだから、申し訳ないけれども、村の振興計画を1年ずらす、総合戦略も1年ずらして、確実に村をさらに進めるということをやっぱり考えていいんだと思うんです。

無理やり、職員が遅れたから、私は指摘しましたよ、何やっているんだという話ですよ。ところが、そういう事情があったとすれば、やはり無理して、そこを気にして、期間内に終わらせる必要はないと思うんです。じっくり考えていったらいいと思うんです。

やはりそういうことも含めて、この振興計画、総合戦略、期間も含めて、もう一度検討していただきたいということと、やはり最上位計画の振興計画と総合戦略、大切なものですよ。やはりこれの、先ほど言ったPDCAサイクルとか、そういうものも含めて、もう一度そのやり方、事務事業のやり方をもう一度、職員全体が、組織全体が進まないと、同じことを繰り返すことになります。間もなく、第4次振興計画の次に第5次が出てくるんじゃないかと。それだって、すぐに始まるようですよ。そういうことになると、また大変なことになって、期間に合わせてあたふたするよりも、そういう期間の延ばし方をしていると思います。

さらに、振興計画には、毎年度検証しながら、毎年度見直しを行うということを言っているんですよ。だから、こういうことも多分されていないんだと思うんですよ。

その仕組みをきちんとつくらないと、職員だって、どれから手を出していいか、見直してる、点検する、予算編成するという部分で分からないと思うんです。だから、どんな職員であっても全てが分かるような仕組みをつくって、やはり行政組織がこれに向かって努力するというをやっていただきたいと思うんです。

もう一度、村長、ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私は、熟れていない果実を無理やりもぎ取るということはしたくないんです。ですから、きちんと熟れたものをきちんともぎ取る時期、その時期はこれから見極めていきたいと思います。急ぐ必要はないと私も思います。

もう一つは、今回の各検証をするときにも、職員の横断的な、今国会でも縦割り行政が非常に問題になっておりますが、この問題は、この課がやればよいということではなくて、横断的に、中堅職員を中心としてプロジェクトチームをつくりながら、若手職員にも参加していただいて、今回の検証、それから将来の村を見据えたバックキャスト方式と、要するに、うちの村は10年後、50年後こうありたいという理想を掲げて、そこから今何をすべきかというバックキャスト方式を、今回、若手職員からも発案がありまして、そのような議論を重ねてまいっております。

さらに、村民が、議員の皆様も同じですが、皆さんが村づくりに関わること、村づくりの提言をすること、そして、心配な点を皆さんで村民の方々が話ができる、そのような環境整

備が必要であると思います。

ですから、今ご指摘のありましたとおり、これから毎年、検証も当然しなくてはなりません。いかに多くの方々にご意見をいただくかという村民参加の村づくり、それが村民主体の村づくりにつながるといいますので、そのような覚悟を持って、今後、その時期を1年延ばすか否かも検討しながらも、緊張感を持って、そしてまた、多くの村民の方々に村づくりに参加をしていただくような、青年、女性、そして子ども達も含めて参加していただくように、先輩方の貴重な体験と知恵もお借りしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 振興計画、総合戦略、考えると、いろいろやっぱり課題、問題あるので、村長も思っていると思うんですけども、でも、やはりここをクリアしていくことは、これから大事だと思うんです。だから、今までのやり方、先ほど何回も言っているPDCAサイクルとかKPI、これらやっぱりもう1回認識して、組み立ててほしいんです。

どうせここまで空白期間ができたのであれば、今村長が思っていることを中に入れることを、これからやっていったらいいじゃないですか。1年かけてやれますよ。1年ずれちゃいましたけれども、いいものをつくり上げて、村民の福祉の向上に努めるよという話、やっぱり進めていただきたいと思います。

これについては、あともう一度、鮫川村振興計画審議会というのがありますけれども、これについての関わり方は、やはり条例で定められたものです。これらも最終的には、後期計画であろうと、きちんと審議会に諮ってやるべきです。工夫と、条例をやっぱり無視するような形になりますので、それをきちんとやっていただきたいということで、いろいろ課題、問題がありますけれども、第1問を終わります。

次に、第2問に移ります。

次の質問に移ります。

第2点は、環境公社の設立についてであります。

近年、命に関わる厳しい暑さや経験したことのない豪雨と災害、新型コロナなど、地球温暖化による影響は深刻さを増し、既に私たちの日々の生活に大きな影響を及ぼしております。

また、これまでの多量の資源を消費する社会は、生態系への環境汚染へとつながっております。省エネルギー対策、廃棄物の適正処理と資源循環の促進、自然環境の保全、森林や農地の荒廃化対策のほか、環境の改善や向上に資する幅広い事業の展開があります。

気候変動の影響の甚大さと対策の緊急性が改めて浮き彫りになった今、これまで培った知見を生かし、あらゆる人に環境配慮行動への行動変容を促すなど、多様化する、そして深刻化する環境課題の解決に積極果敢に取り組んでいく必要があります。これによって、持続可能で魅力と活力あふれる「鮫川村」の実現を目指すことが、まさに重要であります。

「エネルギー」、「廃棄物や資源循環」、「自然環境や森林と農地荒廃化」など、私たちが住む鮫川村にも様々な環境問題が存在しております。本村でも、課題別に様々な角度から個々に取り組んでおり、これらの活動を通して得られた知見を利用し、幅広い視点から「環境公社」を設立するとされております。

第1期総合戦略の13のプロジェクトの一つに位置づけされているものであり、「中山間農業の支援と農村環境の維持管理をするため、組織的に支える仕組み」として計画されているものであります。主項目に、「農作業支援と環境維持」、「生活支援ニーズを束ねた雇用創出」の2点を挙げております。

定例議会での同僚議員、さらには、村長自らが議員当時に一般質問でただしてもおります。答弁では、いずれも設立に向けての準備や検討を重ねるとされております。

この「環境公社」設立へのプロジェクトデザイン、プロジェクトデザインとは反復的に行われる経過や過程であります。実際に何かを実行する際に、あらかじめ選択肢を検討し、どのような成果になるかを評価しながら進めるものであります。

この基本枠組みであります、1つはWhen いつ（検討スケジュールの日時や時間）、2つはWhere どこで（検討場所や組織）、3つはWho 誰が（検討体制で誰が、誰と、誰に）、4つはWhat 何を（検討項目の対象）、5つはWhy なぜ（プロジェクトの目的と理由や背景）、6つはHow どのように（検討の方法や程度）、7つはHow much どれくらい（検討の範囲や領域）、この5W2Hの7要素を再度お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君、答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、平成28年度に策定された「鮫川村人口ビジョン・総合戦略」の13のプロジェクトに計画されているのが、「環境公社設立による農村環境維持プロジェクト」であります。

地域の環境保全、中山間の景観維持は、農林業の低迷と住民の生活環境の変化に伴い、年々保全管理が困難となっております。さらに、集落間を維持する住民の高齢化、担い手不足による共同作業にも大きく支障を来しているのが現状であります。

本村が抱えている「遊休農地の荒廃」、「生活道の環境整備」、「村民の雇用創出」などの課題に対応できる組織として設立が望まれているのが（仮称）「環境公社」であります。美しい鮫川村を後世に残すためにも、村内の環境整備の一翼を担っている「鮫川村シルバー人材センター」と連携を図るとともに、農業振興を支え、稼ぎ出すことができる法人設立を目指したい考えであります。

公社の設立に向けては、課題の分析や今後の方針等を検討するために、庁内でプロジェクトチームを編成し、協議を始めたところでありますが、協議の状況などの詳細につきましては、渡邊副村長より答弁を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） 環境公社の設立につきまして、議員おただしの質問事項に沿ってお答えいたします。

初めに、いつ、どこで、誰が、検討スケジュールや組織体制についてであります。

設立に向けて、私のほか、総務課、農林商工課、地域整備課の職員6名を構成員としたプロジェクトチームを先月編成したところでございまして、現在まで2回会議を開催してございます。

次に、「なぜ、目的や理由、背景」についてでございます。

高齢化率が4割弱の本村におきましては、地域の担い手の高齢化に伴う労働力不足、雇用環境の悪化、さらには耕作放棄に伴う農村環境の悪化などが進んでいる状況でございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、これまで以上に地方への移住・定住を希望される方が増えつつあることから、環境公社はこうした方々の雇用の受皿になるとともに、草刈りや支障木の伐採、除雪など、年間を通じた仕事の創出と、本村の一番の財産でございます里山の景観を維持していくことを目的として設立するものでございます。

次に、「何を、検討項目の対象」についてでございます。

プロジェクトチームにおきましては、業務内容、組織体制、事業資金、商工会や地元の企業の皆さんなどの関係機関との連携などについて協議してまいる考えでございます。

次に、「どのように、どれくらい、検討の方法や範囲」についてでございます。

検討を進めるに当たり、公社が実施すべき業務の範囲のほか、立ち上げや、その後の運営に「どれくらい」費用がかかるのか、こうしたコスト面も併せて検討する必要がございます。

設立に当たりましては、イニシャルコストとなる資本金のほか、設備費用や人件費などが必要となりますが、設立後も公社の収益が悪化した場合は、村が赤字補てんする可能性も考えられることから、慎重に検討すべきものと考えてございます。

また、公社の主な収入は、村や中山間地域等直接支払制度で補助がある地区からの業務委託料などが想定されますが、これら以外で、いかに売上げがある事業を展開していくかが大きな課題でございます。プロジェクトチーム会議における最大の検討事項であると考えてございます。また、公社を設立する方法以外で、里山の景観の維持と雇用創出ができないか検討する必要もあるかと思えます。

人口が急減している地域におきまして、地域の事業者が集まってつくる組合が、移住者等を雇用いたしまして、様々な仕事に派遣しながら、年間を通じた雇用と仕事を創出する新たな制度が、昨年6月、国において創設されましたが、本制度を活用する場合は、組合の運営費の一部が国から助成されることから、村の財政負担を考慮いたしますと、こうした制度の活用も併せて、現在検討を進めているところでございます。

さきに述べましたとおり、商工会や地元の企業の皆さん、さらには農業法人の立ち上げ支援などにも力を入れ、関係機関との連携を図っていくとともに、コスト面や運営形態のメリット・デメリットなどを検証しながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上で、6番、北條利雄議員の2点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長と副村長からご答弁いただきました。

副村長からご答弁いただいたとおりに、環境公社設立のためのプロジェクトデザイン、5W2Hの7要素をお聞きしました。さらに、これに代わるものとして、今国が進めようとしているものが当てはまらないか、これも含めて検討されているということでもあります。ぜひそこで、どちらが鮫川村に一番ベターなのかということ、やっぱり考えていただきたいと思えます。

それと、先ほどこの環境公社で、私、質問したのですが、やはり公社となれば、環境公社は独立した、言ったとおり法人格を持つものであります。自らの責任による運営に努める、それから、自主的な経営の取り組みを進めるというのが原則であります。しかし、村が設立

に関わったり、出資者としての立場とか、それから様々な行財政支援を行うこと、それから公社と行政が相互協力関係で役務提供、それから連携とか代替、それから補完関係、パートナーシップなどの関係で、一定の役割を果たすことも必要になるんだと思います。そういう新しい公社という、環境公社という公共機関、公共空間という概念のもとで、存在価値を見いだすことも必要なんだと思いますよね。

役割分担の構築として、そういういろんな取り巻く環境がありますけれども、先ほど副村長が言ったとおり、継続的に業務が発生することを前提とした運営の仕方、それから、公社という特性に応じた環境変化に自立的に対応していく、そういう経営を図っていくことも必要なんだと思います。

そういう環境公社という新しい公共機関の実現に向けて、役割分担の構築、そういう観点から、存在意義とか役割、それから村の対応の在り方も、やはり村民に対して、議員にもそうですが、明らかにしていくということです。正々堂々と明らかにすべきだと思うんです。行政が考えたからこれが、最良だと思わないで、やはり堂々と公開して、批判を浴びるものは浴びます。だけれども、やはりそういうことを繰り返しながら、今、村が目指そうとする環境公社、やっぱりいいものに、逆につくり上げていただきたいと思うんです。

やはり、こういう設立に向けての取り組み、いろいろあろうかと思いますが、これらを明らかにしながら、やはり進んでいただきたいと思って、今の予定ですと、例えば環境公社を設立すると思われる日時というか、いつ頃を目安にしているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） 北條議員の再質問にお答えさせていただきます。

おただしの内容は、いつまでにこの公社を立ち上げるのかというようなお尋ねかと思えます。

現在、先ほど答弁させていただきましたとおり、プロジェクトチーム会議におきまして、すみません、2回でございますが、検討を進めているところでございます。

議員おただしのとおり、公社を立ち上げて、結局、村が赤字補てんするような仕組みでは大変まずいでございますし、逆に、公社が自ら利益を出して、言わば独り立ちすることが公社設立の最終目標かなと私は考えてございます。

そこで、こういったコスト面ですとか、また組織体制というところも十分に検証する必要があると思いますので、今年度いっぱい、このプロジェクトチーム会議におきまして検討させていただき、早く令和4年度設立を目指して、今検討を進めてまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 環境公社、後でこの次の3問目に、一般質問、振興公社の準備室についてもやりますけれども、これも含めてちょっと考えていただければと思うし、今検討されているということなので、しっかりとした検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

第3点は、振興公社準備室についてであります。

地域住民の雇用の確保と福祉水準の維持のために、「地域振興」、「地域活性化」、「地域おこし」、「まちづくり」などがあります。自治体が施策を展開するこれらの言葉は、村民に大きな期待を抱かせるものであります。

しかしながら、根拠のない見えない期待だけで言葉の施策を展開しても、地域振興にはつながらず、帰結は不信と不満が増すわけであります。その一つが我が村にもあるのです。

「振興公社準備室」であります。

行政に人的組織が配置され、準備が開始されて、もう何年経過するのでしょうか。まさに第1問での「なおざり」とは違う、「おざなり」の振興公社準備室であります。おざなりの意味は、意識的にいい加減な発言と行動で、その場を取り繕うとするもので、行為が伴うことであります。

政策的に地域振興を目指すのであれば、「振興公社準備室」の今までの経過の説明責任が求められるものです。説明責任を果たすには、「目的と目標」の説明、「指標」を明らかにされていく必要があります。当たり前の話ですが、計画は実行されなければ価値は生まれないのです。

本来、地域振興を目的とするものであれば、数年後の地域の望ましい姿を描き、いかに実現していくのかの方策を財政的な裏づけとともに、戦略として明確に示す必要があります。

県内や近隣市町村にも、多くの自治体で設立・運営されています公社や第三セクターがあります。地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、課題や問題が顕著化し、対応に苦慮している現実が見受けられております。

これらの経営には、自治体を実質的に主導的な立場を確保しているため、効率化や経営健全化と地域活性化などに資する有意義な活用の両立に取り組む必要があります。経営の流れ、

改革や改善をしつつも、相当厳しいものがあるのも事実であります。

我が村の振興公社準備室の今までの位置づけと経過、今後の計画の方向性や事業実施の是非と存廃を含めた判断、これらの村民への説明責任をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

振興公社準備室は、平成17年11月6日に営業を開始した農産物加工直売所「手・まめ・館」の設立運営に当たり、村直営での運営ではなく公社での運営を目指すことを目的に、鮫川村行政組織規則を改正して、当時の農林課に準備室を設置したところであります。

その後、「手・まめ・館」がオープンし、村内の耕作者にも、「ただ農産物を生産する」だけではなく、「いかに消費者にお買い上げいただくか」の工夫と知恵を絞っていただくこと、さらに、「現金収入を得る喜び」を与えながらも、農地の有効活用にも大きな成果を上げ、現在に至っております。

振興公社の設立に関しては、過去の議会においても、一般質問の通告や質疑を度々受けてきたところでもありますが、公社設立に向けた検討を幾度となく重ねてまいりましたが、「手・まめ・館」の経営状況が年々厳しくなっていることから、公社設立には至らなかったのが実情であります。

昨年からは、中心地域活性化のための拠点施設整備計画に合わせて、運営主体を（仮称）村づくり会社に移行することが可能かどうかの調査研究を進めており、鮫川村総合戦略の基本目標の主要施策として掲げる「鮫川村地域おこし商社プロジェクト」の具現化に向けた法人設立を目指しているところでございます。

とりわけ、「手・まめ・館」の基本的な「職員教育を含めた意識改革」、さらには「抜本的な経営改善」、そして「生産者への支援と担い手育成」など、総合的な改善策を計画的に実施しながら、法人化の時期を判断したいと考えております。

以上で、6番、北條利雄議員の3点目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） この振興公社準備室、議員もそうですが、何回となく、行政に人的、組織がつくられ、毎年毎年人が入れ替わり、検討がいつされたかされていないか分からないやつが繰り返し繰り返しされてきているわけです。議員も心配しているわけですよ、どうい

うふうになっているんだと。

今村長は、いろんな違う角度から検討もされているという話ですが、やはりこの際、先ほどの環境公社も含めて、公社という部分、振興公社と環境公社、どこが違うんだという話になると、目的が違うということになると思うんですが、例えば、先ほど2問目で質問した環境公社とこの振興公社、一緒にすることも考えることができないでしょうかね。

こういうことも念頭に入れながら、幾つも鮫川村に公社をつくる必要が私はないんだと思う。もう少ししっかりとした公社、環境公社と振興公社は別だなんて言われれば、そうかも分からないですけれども、そうじゃなくて、鮫川の小さなこの自治体に、そんな幾つも公社必要ないと私は逆に思います。

そういうことからすると、この振興公社、私からすると、逆に言うと、今までやってきた振興公社、検討したやつは破棄しろとは言いませんけれども、もう一度ゼロに戻って、本当に鮫川村に必要な環境公社、振興公社、これら公社が必要とすれば、やはりこれらを含めた、一緒に進める、そして村民の福祉とか雇用促進につなげる、または村外からも移住してくるであろう人たちに向けて対策を講じることができる、そうした幅広いこともやっぱり選択肢の一つなんだと思うんですが、そういう考えは村長、ありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答えをしたいと思います。

2点目の環境公社であります。こちらは、目的は村の環境、あと農業の振興、さらには、今のご質問あった振興公社、今答弁の中でも、長年先に進まなかった振興公社の結果でありますけれども、村づくり会社に移行できないかどうか。村づくり会社という幅が広いんですね。やっぱり稼ぐ力、それから雇用創出、それから農業の振興、堆肥センター等もありますから、そこも含めて、一つの大きな村づくり会社の中に環境部門があってもしかりかなと思います。

副村長、令和4年度に設立を目指すという答弁を、目標ですね、これはK P Iですよ、やっぱりこの年につくるということを決めないと逆算できませんから、ですから、その時期に合わせて村づくり会社、それと、皆さん大変ご心配なされているのは、中心地の拠点づくり活性化なんです。ここも含めて、村づくり会社がきちんと担うことができるのかどうか、それも合わせて、今、一つにしたほうがいいのではないかと。

間違いなく、会社をつくれれば社長も必要です。取締役も必要ですから、あと資本金が必要ですから、そこも含めて、財源の無駄にならないように検討を今後進めてまいりたいと思っ

ております。

村づくり会社も、今年も検討する計画でありましたけれども、中央からのアドバイスをいただいている先生方も、コロナの関係でちょっと来られない状況で、足踏み状態になっておりますが、そこを含めて、一つにして効率が上がるのかどうかを検証しながら検討してまいりたいと考えております。

あともう一つは、やっぱり公社といえども法人なんです。ですから、村から手が切れるということなんです。ですから、環境公社も含めて、特に環境公社は稼ぐ力を持たないとなりません。ですから、仕事を受注できる体制を取らなくてはなりません。環境公社で得たお金を村づくり会社で、別の部門で食っていったのではないと思います。今、「手・まめ・館」の経営も大変な状況、コロナ関係だけで言い切ってしまう気は私はございません。年々売上げは落ちておりますが、館長も人事の関係で今回替わりました。新たな組織づくりに今懸命であります。

私は、村長になるまでは普通の会社の社員でありましたから、まず、入ってくるお金と出るお金のバランスが取れないと借金がかさみます。それと、それがかさんで銀行借入れができなくなると、会社は倒産するんですね。あと、不渡り出すと銀行取引停止なんですよ。

ただ、今の状態では、村からの指定管理費、年々上がっておりますが、指定管理料も当初1,600万だったんですけれども、今、指定管理料も、今年度も約1,000万ほど増えておる状況にあります。ですから、無理な話かもしれませんが、「手・まめ・館」の抜本的な経営改善をきちんとしてないと、法人化は私はできないと思っていますし、じゃ何年でするんだというところではありますが、今、約20人いるんですよ、従業員。企業だと、20人いると、1人1,000万売らないと会社は成り立たないと言われております。ですから、2億円売らないとなりません。

今のところ、指定管理は全て、収入含めて1億1,000万ぐらいの推移でありますが、これでは間違いなく、赤字経営は免れない状況であります。今、職員も懸命に全体会議等、それから主任者会議を重ねて、どうやって売ったらいいかというものを常々検討したり、それから宅配事業に赴きを充てたり、さらには、村の担当課が今、鮫川ファンクラブも今度つくりますから、そういった方々にも買っていただく。さらには、今度開発した、付加価値をつけた手まめ御膳も今デビューいたしましたから、そういった様々な試行錯誤をしながら、一気に5,000万、3,000万売上げを伸ばすことはできませんけれども、経営が少しずつ改善されて、月々の売上げが少し伸びてきている、8月も約900万、1,000万近く月で売るようになりました。

て、少し改善されている状況であります。

今後また、「手・まめ・館」の抜本的な経営改善をして、そしてまた、村づくり会社、そして環境公社と、どのような経営をしていくのかという会社経営の方針を明確にしながら、法人化へ向けていきたいなと思っています。

一番は職員の人ですから、人、職員が、本当にまた来ていただける、そしてまた、お待ちしておりますというおもてなしの心を持って、そして、100円で売れたものが、今度はまた150円で付加価値をつけて、お金を余計に落としていただくという、そのようなリピーターを増やす努力を全職員もしなくてはなりません。これから課題山積ですから。しかしながら、それに向けて、法人設立の準備と一緒に経営改善、それから人材育成をしていかなくてはならないと肝に銘じております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 環境公社、振興公社もそうなんですが、本当に事業そのものが必要性があるのか、本当に広域性があるのか、採算性はどうなんだという、いろんな、当然法人になるわけですから課題があります。ましてや、以前から騒がれている振興公社、つくるつくとっていて、もう十何年多分たっていると思います。よくもここまでもってきたなど、私、逆に思いますけれども、さらに今度、環境公社、総合戦略に載せたわけですけれども、そういうことで、つくらないのに何で計画するんだと。検討することは必要だから、しようがないと思うんですけれども、こんな行政のやり方って、やはり違うんだと。

村民は逆に期待していたわけですね、振興公社準備室。いや、いいことを考えて、俺らが働けるかも分かんねえという人もいたわけですよ。これが十数年もぶん投げておく、私はぶん投げておくと言っちゃったんですけれども、そういう話ですよ。やはりこれはまずいと思いますよ。やっぱり村民が期待していたの、俺は死ぬまで期待していたじゃないけれども、そんなの分からないで亡くなっちゃったの話になりますよ、これ、十数年も過ぎると、一昔前ですから。

これを本当に、先ほど環境公社のこともありましたけれども、やはり一緒にできる、本当に公社が必要なんだとすれば、やっぱり必要なことのように、2つ、私は必要ないんだと逆に思っています。

そういうことで、この公社、それから第三セクターも、周りの市町村にいっぱいありますよね。ここでみんな苦しんでいるわけですよ。財政的に苦しいんです。運営、経営、これに

ものすごく苦しんでいるわけですよ。年中議会でも騒がれています。やはりそういうことが起こり得ることなんです。

財政が豊かであれば、幾らでもつくって構わないです。環境公社は別につくる、振興公社をつくる、構わないです、どんどんつくっていただければ。金がないのに、どこで金が出てくるんだという話ですよ。

そういうことから考えると、やっぱり小さいこのやつで、こちょこちょ考えているよりも、でかくして、だったら、つくるならば一緒にして、事業別にこういうふうに公社の中で分けるとか、そういうやり方だって考える必要がある。そういう幅広い考えで、この環境公社、振興公社準備室、考えていただきたいと思います。

私から今回の3点の一般質問は、行政組織の事務事業における進行管理などを円滑に進め、業務を継続的に改善する必要があると判断したものであります。

業務改善のPDC Aサイクル、成果を上げ、目標達成の技術、K P I、プロジェクトデザインの基本枠組み、5 W 2 Hの7要素、振興計画と総合戦略、環境公社、振興公社準備室などの事案であります。

行政組織における進行管理のなござり、おざなりは、したかしないかの違いはあれど、結局、いい加減であることに変わりはありません。厳しい問いかけと指摘をさせていただきました。いい加減は、悪い意味だけではございません。よい意味としても使うことができるものです。ぜひ、よい意味でのいい加減、いいあんばいの計画立案と進行管理に切り替えていただきたいと思います。

さらに、交流施設・公共施設の指定管理者制度、直売所や村民の店、介護・障害・高齢者福祉施設、今後予定の宿泊施設や公社設立など、公設公営、公設民営、民設民営の運営手法にかかわらず、これら全てが地域において、住民の暮らしを支える重要な役割を担っており、多額の公的支援、財政支援を行っております。いずれも行政の事務事業と財政に大きな影響を及ぼす重要なものばかりであります。

再点検と検証を怠ることなく、経営健全化や財政規律の強化に努め、住民福祉の向上と進展になお一層のご努力をいただくことをお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番議員、関根浩治。

ただいまより一般質問いたします。

まず、1つ目の項目として、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に合わせて、今後の鮫川村の農業施策について質問いたします。

我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐため、「産業施策」と「地域施策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を主眼に制定されたところですが、鮫川村においては、今後どのような農業施策を策定・計画していくのかをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の1番目のご質問についてお答えをいたします。

国では、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定後、翌年の平成12年に計画を策定しており、5年ごとの見直しを図り、4回目の見直しを行った計画が令和2年3月に策定されたところであります。10年程度先までの施策の方向性と農政の中長期的なビジョンを示すもので、食料自給率の目標と食料自給率指数の提示をしております。また、これらの基本計画に合わせて、農地の見通しと確保、農業構造の展望や農業経営の展望についても策定しております。

基本計画として講ずべき施策は7つの柱から構成されており、主なものとして、1つ目は、新たな価値の創出やグローバルマーケットの戦略的な開拓を目指す食料の安定供給の確保、2つ目は、担い手の育成・確保、農地集積・集約化と農地の確保、農業経営の安定化を目指す農業の持続的な発展、3つ目は、地域資源を活用とした所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けたいくなるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出を目指す農村の振興などが掲げられております。

本村としても、国の基本的計画、県の基本計画に沿って、農業振興計画及び総合戦略の見直しを図っていきたいと考えております。基本的には、現在進めている農業政策を基本とした様々な施策を展開していく計画であります。

以上申し上げ、1番、関根浩治議員の1点目の質問とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 農業の多面的機能の発展は、国土保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農村での農業生産活動が行われることにより、食料その他の農産物の供給以外の多面的機能について、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割を發揮するために必要な農地、農業用水、その他の農業資源及び農業の担い手が確保されて、地域の特性に応じた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業者を含めた地域住民の生活の場での農業が営まれていることにより、持続的な発展の基盤の役割を果たしております。

食料、その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮される農業の生産条件の整備及び生活環境の整備、そして、福祉の向上によりその振興を図ることを基本としておりますが、村に合った振興計画の進め方について、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答えをいたします。

本村の農業振興は、まさしく村の基幹産業である農業振興を支えていかない限りは、農地の荒廃、さらには担い手の育成も含めて立ち行かなくなると。実質的に本村の認定農業者の数も先止まりになっておるということである一方、特に畜産を中心として、担い手が今育ちつつあります。さらには、集約農業、請け負う方ですね、特に水田の耕作・収穫を請け負う方々も今頑張っております。また、そういった方々があればこそ、集約農業が推進される所でございますが、ただ、国・県の農政に対する手厚い支援・補助等もありますが、今後どんどんと大規模農業に支援する形で、集約営農も含めて、大面積の機械化をしながら農業を支援する体制にはなっておりますが、それはそれでいいと思います。

しかしながら、本村の農地の環境の実情を見ますと、まさしくまだまだ環境整備がなされていない。毎年毎年、暗渠排水の事業も展開しておりますけれども、基盤整備もほぼ完了はしておりますが、なかなか中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度も含めて、農村維持を皆さん辛うじて、本当に大粒の汗を流しながら農地を守り、耕作をして、豆を作り、エゴマを作り、そしてまた畑作・畜産に精を出しておりますが、その村の実情に合った村独自の施策というのをこれから考えていかななくてはならないと思います。

それは、国と県の助成に合わせて、国の施策を批判するだけじゃなくて、村独自の担い手育成も含めて、そしてまた、どのようにお困りになっているのかということ、これから村の実情に合った支援策を講じていくべきだと思います。

今朝9時に畜産関係の方々が要望においでになりました。何度も同じ内容で要望されておりますが、実現できるように努力をいたします。

そういった方々が、何にお困りで、今後どのような農業を展開していくのか。それを、まず現状を、実は私、農業関係、非常に勉強不足なんです。ですから、逆に、畜産の方々と水田、それから野菜、農業を専門にやっている担い手の方々、特に若い方々と、これからお話を聞いて、こちらから出向いていってお話をさせていただけないですかというお願いを今、各関係者にしております。

先般、農協の組合長にお会いをしてきました。まさしく農協の戦略、それから、これから春の拡大、営農指導も含めて、本当に農民のためになっているのか否か疑問なところもありますけれども、やっぱり農協の力をお借りしないとならない。総合的な産業を振興させるためには、農商工連携、当然、商業関係の皆さんのお力もお借りしたいと思っていますし、農業だけでは、うちの村はなかなか、専業農家で生計を立てるだけの条件は整っていないとするならば、先ほど6番議員の北條議員からも数々のご提案をいただきましたが、「手・まめ・館」を核として6次化加工を推進して、そして付加価値化をつけて、やっぱり消費者に提供するような、様々な畜産も含めて、そのような農業、村の実態に合わせた村独自の施策をこれから組み立てていかななくてはならないと思っています。

そのためには、まず、私もまだ就任1年ですが、これから地域地域に足を運んで、各関係者、農業関係者、それから農家をサポートしている皆様方と親しくお話をさせていただいて、皆さんがどのようにご要望されているのかをつぶさにお聞きした上で、既に遅しと言われるかもしれませんが、今後、担い手育成にも大きく力を注いでいきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 鮫川村の総合的な振興ということで、特に土地の農業上の利用のほか、ほかの利用者との調整、それから農業の振興、その他農村の総合的な振興に関する計画的な施策の推進、そして地域農業の健全な発展を図り、景観が優れており、豊かで住みよい農村にするために、地域特性を考慮した農業生産基盤整備と交通、それから情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境整備と福祉の向上を総合的に推進するなどして、中山間地域等の振興として、その地域特性を生かした新規作物の導入や地域特産物の生産、そして販売、先ほどお話ありましたように6次化まで持っていかなないと、やはり所得は向上しませんので、農業その他の産業の振興も合わせて、就業の機会の拡大、生活環境整備による定住促進、中山間地域等においては適切な農業生産活動が継続的にできるよう、生産条件による不利を補正するための支援施策が国・県で行われております。

国民の農業及び農村に対する理解と関心を深め、健康でゆとりある生活に資するため、都市と農村との交流の促進、そして、消費地に近いという特性を生かした都市住民の需要に即した農業生産振興などが挙げられると思います。

鮫川村での農業振興について、特に今回、第5期施策ということで、中山間地域等直接支払と多面的機能の支払の関係が更新されておりますが、今年度の取り組みについて、昨年度いろんな関係で、各地域でそれぞれ継続が難しいというお話もありましたので、各地域担当制にして助言・指導するというようなお話もありました。その辺について、どのような内容になっているのか。こういった中山間の特別性のある地域でありますので、そういった補助事業等も国のほうではメニューもいっぱい準備されておりますので、十分内容を検討していただいて、鮫川に合った事業をやはり適切に導入していただきたいと思います。

そういったことで、先ほどの内容について、再度お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 中山間地域等直接支払制度の新しい取り組みにつきましては、担当課長のほうから現状を前期と合わせて、どのくらいの状況になっているのかを答弁させたいと思います。

再質問の中で、農業の振興を図るための情報化という今質問がありました。まさしく今、本村の場合には、どこの地区においても、全て公平に情報が網羅できる状況ではありません。残念なことに、携帯電話の網羅状況を見ましても、NTTドコモ、それからKDDIといえますか、auですか、鉄塔が立ってはおりますけれども、全部の状況を網羅しているわけではありません。

特に、畜産の検温装置というんですか、発情来たり出産近いというのは、ドコモが網羅されていないと、機能を果たせないという状況になっております。それとあと、これからどんどん進めようとしている林業関係の遠隔操作の集材機、それから伐採機械、もう既にNTTの電波を通じて、無人で遠隔操作でやられておりますが、本村の場合、まだそこまで至っていないのであります。

この前、実はNTTの業者さんに別件で入札がありまして、1,400万の工事を発注いたしました。その所長に、必ず携帯電話の営業の責任者を向けてほしいとお願いしました。今、草木に最近ドコモが建ちまして、小さい鉄塔であります。網羅をされるようになりました。

本村の場合にも、畜産を営む後継者の周り、それから、地区によっては全くNTTが活用できないという地区がありますから、そこへもやっぱり精力的に、情報がきちんと網羅でき

るように、今後諦めずに設置業者のほうに進めていきたいなと思っております。

中山間地域等直接支払制度に対しても、実は金山町は、集落の中で協定化で、例えば10軒あったと。その中で、どんどん高齢化していった、中山間に入らないと、もうやめますという方が増えた場合に、残った人たちは、いや、やってもいいですよと。しかし、本村の場合には、協定化の集落がそこでやめてしまうと。しかしながら、金山町は広範囲に、例えば協定化の範囲を広げて、例えば渡瀬なら渡瀬、東なら東の大枠にして取り組む人を協定化の中に入れて、そして環境保全をしていただくというふうになってきていますし、県の方針も、これからそのように広範囲で取り組みをすべきという指導も入っておりますから、これからこぼれ落ちたといいますか、取り組んでもいいけれども、集落がやらないからやめたという人が増えないように、広域的な中山間の協定化の範囲を広げて取り組むことも、農地の環境保全を守る一つの方法かなと思っております。

中山間地域等直接支払制度の状況につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

〔農林商工課長 星 徹君 登壇〕

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

中山間交付金と、あと多面的交付金の関係で、今年度から第5期対策ということで、今現在、中山間については、10月5日から現地調査を行うための取りまとめをしているところです。

前回の第4期対策からは、集落数、面積とも減少しておりますが、今取りまとめ中ですので、詳細については後日資料として提出させていただきます。

また、多面的の取り組みですが、昨年から今年度に移行するまでに、およそ9つの集落が行わないということで申し出がありまして、そちらについては、今年度当初で取り組みが確定しておりますので、その辺についても、後日資料のほうの提出というふうにさせていただきますと思います。

以上が現在の取りまとめ状況の内容でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、やはり高齢化になって、なかなか共同作業が難しいというような現状にあるのが。

そこで、昨年度、またぶり返すようになるんですが、部落担当制で村長が支援してあげたいというようなお話があったんですが、その辺の進み具合についてはいかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 昨年も、再質問にご答弁しましたとおり、どうしても集落の中に事務、それからお金の扱いも発生しますけれども、関係書類の提出がなかなか進まないというところの支援を担当でやりたいと。現在のところ、集落といいますか、協定化の中には、そういった書類作成にたけている方が担当しておられる集落が多いわけでありましたが、そういった集落がある場合には、村のほうに相談していただいて、こちらから出向いて行って、書類のお手伝いをするというのは、答弁のとおり変わっておりません。

そのようなご連絡をいただくということで、担当職員のほうは、中山間の説明のときには話していますという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 鮫川村はとにかく、外部から会社を呼び込むとか、あるいは、そういった他から収入を得るような企業、会社をここへというような現状ではありませんので、やはり地域の合った、身の丈に応じた事業の展開が必要だと思います。

鮫川村の現状について、農家戸数が現在527戸、そのうち100戸が自給的農家、あと販売農家が472戸ということで、販売の世帯人員数が1,870名ほどでございます。それから、うち専業農家、農家だけで食べているというのが87戸、一種兼業農家が35戸、二種兼が350戸というような内容でございます。

それから、専業農家のうちに65歳未満の専従者がおるのが33戸、準主業農家で132戸のうちに65歳未満の後継者の専従者がいる方が41戸ということで、本当に数少ない担い手の人たちの現状であります。村長が申し上げられたように、やはり村に合ったような、いろんな事業の施策に重点的に取り組んでいただいて、村の農業、現状、販売額が農業で約8億くらい、林業で1億くらいなんですね。全体で84億くらいなんです。大概が外部から給与として頂いているというのが現状でございます。

そういったことで、前にある先輩議員のほうから、一番北海道で貧乏な村、ちょっと調べてみるやなんていうアドバイスがあったんですが、そこでは3億しか売上げが当初なかったんですね。それが現在、300億の売上げがあるんです。5年間種まきをして、そういった実績などもありますので、めげずに、やはり農林業でしか生きられないというのが鮫川村の現状ですので、ぜひそういうことで、村長、一生懸命に、村民の生活の安寧のために頑張ってくださいと思います。

続きまして……

○議長（星 一彌君） 関根議員さん、間もなくお昼の時間に入りますので、午後からにお願いをいたします。

ここで13時まで休憩に入ります。

（午前11時54分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 午前中に引き続き、第2問目の畜産クラスター事業の進捗状況についてお伺いいたします。

令和2年3月の本定例会におきまして、畜産クラスター事業を新年度より取り組む旨の答弁をいただいたところですが、コロナ禍の中で、今年度は大変でしょうが、その進捗状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の2点目のご質問についてお答えをいたします。

畜産クラスター事業への取り組みについては、議員おただしのとおり、令和2年3月議会において、JA東西しらかわをはじめとする関係機関・団体及び畜産農家と協議し、取り組んでまいりたいと答弁をしております。しかし、4月以降には、新型コロナウイルス感染対策により、協議するための会議が開催できなくなって、クラスター計画に関わる協議会設立にはまだ至っていない状況であります。

また、クラスター計画を立てるに当たっては、畜産農家がどのような施策を望んでいるのか、実際に畜舎や作業機械の整備など、どの程度要望があるのかについて調査しなければなりません。

さらに、畜産クラスター計画に基づく補助事業を実施するためには、畜産農家が認定農業者でなければなりません。また、新規就農者の確保、担い手の育成、飼養規模の拡大などの

要件や、既に経営改善計画の認定を受けた認定農業者において、畜産クラスター計画に基づく大規模な補助事業を要望していないために、事業の実施を必要とする畜産農家の掘り起こしや事業採択の可能性について、調査検討を要することと考えております。

いずれにしましても、現在の畜産農家が要望する施設等の整備が畜産クラスター計画の補助として実施できるかどうかも含め、意見聴取を進めてまいりたいと考えております。

以上で、1番、関根浩治議員の2点目のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 畜産クラスター事業に取り組めば、補助でもって畜産事業の機械とか、そういったもろもろの施設整備が図られるということで、鮫川においては、畜産はやはり一大基幹産業でございますので、ぜひクラスター事業に取り組んでいただきたいと思っております。

それで、やはりコロナの中にあっても、アンケート等を取って、事業の要望等については早急に行える範囲内じゃなかったのかなと思っておりますので、ぜひその辺については早急に行っていただきたいと思うんですが、事業の要望を固めるためにも早急に行えないのかどうか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま再質問がありましたとおり、アンケート等を実施しても、まず、畜産農家の方々のご意見を集約できないかということでございます。

先般、先ほどの議員にも答弁したとおり、まずは農家の方々が、畜産農家の方々含めて、どのような要望、それから、将来にわたってどのような経営をされる計画なのか、それと、今お困りになっているのは何なのか。設備投資の中で、機械なのか、それから畜舎なのかというところも含めて、これからアンケートを取るのも一つではありますが、直接やっぱりお聞かせいただくような機会も設けていくように、畜産の代表者の方々に先般から話をさせていただいて、お願いしているとおりであります。

福島県の場合のクラスター計画も27あるそうではありますが、やっぱり一番は肉用牛のクラスター計画で、二番手は酪農ということではありますが、本村の場合には、畜産の中で酪農の農家の方々は法人化されて、大規模な農家ではありますが、一番これから心配なのは、繁殖牛の大規模農家でなくて、これから始めようとする新規就農者、さらに若手の経営者、それと、これから頭数が少なくておやめになる、もう俺の時代で終わりだよという畜産農家の方々、そして、その方々の意向をどうやって繁殖牛の振興につなげていくか。

また、クラスター計画の中で注視しなくてはならないのは、やはり実態に合った計画をつ

くるということだと思っんですね。JAと連携を取って、2分の1の補助金が、クラスター計画をつくれれば該当になるというような状況であります。補助金目当ての計画ではなくて、いかに畜産農家が継続的に将来にわたって経営安定ができるかというところに継続性を持って、その計画が活かされるような計画でなくてはならないので、まずは計画だけつくっちゃって、それから補助金もらうべということではなくて、実態に合わせて、今年度中にも要望はまとめたいと思っておりますが、計画に向けて準備を進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） ぜひ、鮫川はやはり畜産が基幹産業でございますので、そういったことで早急をお願いしたいと思います。

なお、余談にはなりますが、こういった事業に取り組んで、人の数より牛の数をどんと増やして所得を向上させるというような、そういう莫大な計画も必要ではないかなと思います。

バイオ関係で、そういったふん尿処理等でいろいろ電気を起こしたり、産業を興したり、いろいろ考えられますので、十分検討していただいて、やはりこの環境は畜産しかないと思っんですね。そういうことで、水田でも、やはり飯米では勝負にならないということで、水田をうまく活用するには畜産しかないと思われまますので、その辺も十分考慮して、事業を一日も早く立ち上げていただきたいと思っます。切に要望いたします。お願いします。

以上で、私の質問を終わりたいと思っます。ご協力ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和2年第5回議会定例会において、2点について質問させていただきます。

まず、1点目、高齢者の対応についてお伺いいたします。

年々高齢化が進み、医療、介護、社会保障費の問題など多くの事案が山積する中で、村としてどのように対処していくのか。また、高齢者や疾患のある方が重症化するとされている新型コロナウイルスへの一層の予防、検査体制の充実、医療機関との連携の強化を図るべきと考えますが、現状どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1つ目のご質問、高齢化への対応のご質問に対してお答えをいたします。

日本の人口は、令和2年1月1日現在で1億2,427万人となって、そのうち65歳以上の高齢者人口は2,660万4,000人で、総人口に占める割合は20.8%と上昇しております。本村においても、9月1日現在の人口が3,217人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は1,260人と、高齢化率は39%と年々進んでおります。

急速に少子高齢化が進む中で、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年問題に直面しています。高齢者人口の増加がさらに進むと、年金、医療、介護等に関連した社会保障の給付費が増加していくことは明らかであります。高齢社会白書によれば、社会保障給付費のうち高齢者に関係した給付費の占める割合は67.9%だそうであります。

このような状況の中で、高齢者の置かれている状況は深刻であり、次の点が考えられます。

1つは、少子高齢化により年々高齢化率が上昇し、特に後期高齢者の75歳以上の高齢者の全人口に占める割合が増加していくと。

2つ目は、認知症高齢者の増加であります。団塊の世代の人口全てが後期高齢者になる2025年には、認知症高齢者が全国で700万人、高齢者の5人に1人と予測されております。

3つ目は、一人暮らしの高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯の増加であります。本村では、65歳以上の一人暮らしが136世帯、65歳以上の夫婦のみの高齢者が137世帯で、民生児童委員さんが日々自宅を訪問することで状況の把握に努めております。

4つ目は、介護保険の要介護認定率が、75歳以上になると急速に増加することです。

5つ目は、介護保険料を負担する40歳以上64歳未満の人口の急激な減少であります。

このような背景の中で、介護保険法が平成26年に改正になり、平成27年度から地域包括ケアシステムの構築に力を入れているところであります。保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくものであります。

基本的な考え方としては、地域生活を支える多様な資源を「はぐくむ」「ささえる」「いかす」ことでもあります。地域支援体制整備事業として、社会福祉協議会に業務を委託し、地域生活を支える資源を「はぐくむ」取り組みを展開しております。

また、介護保険法では、要支援・要介護・総合事業対象者を「ささえる」ために、地域包括支援センターや居宅支援事業所におけるケアマネジメントによる高齢者の生活の質の向上を目的に、ケアプランに則した適切なサービスが提供できるよう、体制整備に取り組んでい

るところでもあります。

さらに、健康寿命の延伸を図るために、一般介護予防事業として、村民の中から運営委員さんをお願いして、「筋力づくり教室」を開催しています。また、行政区主催、村主催の体制で、「ふれあい広場」地区支援事業、また、住民主体でグループを結成し、「いきいき百歳体操」などの活動を実施をしております。

村では、支援が必要であれば「ささえる」仕組みづくりをしております。また、所得に合った軽減対策や、一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げるなどの対策が、平成27年8月から実施されております。

今後、本村では、高齢者の保健福祉行政の総合的な推進を図るために、「第9期鮫川村高齢者福祉計画」及び「第8期鮫川村介護保険事業計画」を策定することとしております。計画を策定するに当たり、3つの基本施策を掲げております。

1つ目に、「支え合い、いきいきと健康に暮らせるむら」、2つ目に、「安心して暮らせるむら」、3つ目は、「安定した介護サービスを受けられるむら」を「柱」とした施策を展開し、高齢者の実情に応じて顔の見える関係づくりに励み、安心して医療や介護サービスを受けられる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス関連のご質問ですが、全国的に毎日感染者が発生する中、本村においても、「村民の命」を守るために感染防止策を講じ、今なお進めている状況にあります。6月定例議会におきましても新型コロナウイルス対策についてのご質問があり、答弁してまいりましたが、日々状況が変化する中で、国や県の動向、情報を小まめにキャッチをしながら、村全体で情報の共有や適切な感染対策を図るために、14回の対策本部会議を開催してきたところでもあります。

また、村民の不安軽減を図るために、逐次、行政区を通じ全戸へ文書で周知、またホームページに掲載、さらに臨時の防災無線により、繰り返し数回にわたり、村民へ感染防止について呼びかけております。

医療機関との連携につきましては、国内外の医療機関の現場で、現在も医療従事者が疲弊している状況にある中で、東白川郡の町村担当者、郡医師会、病院関係者等で組織する「東白川郡新型コロナウイルス感染対策会議」を立ち上げ、4月17日から毎月1回程度会議を開催し、行政と医療機関が連携して、情報の共有や感染予防対策について広域的に取り組んでいるところでもあります。

さらに、国保診療所医師やさめがわ歯科医院との連絡を密にして、情報の共有や、より一

層の感染予防対策についての協議を進めているところでもあります。

今後の感染対策の取り組みについてであります。県よりインフルエンザ等の他の感染症の流行を見据えて、かかりつけ医の先生方の協力をもとに、新型コロナウイルス感染症に関わる検査を広く実施する体制を構築する旨の通知がありました。

検査を実施する場合は、各医療機関が県と契約を締結する必要があるとされています。今回、県医師会において取りまとめを行って、検査実施を希望する医療機関から委任により、県と集合契約の形で事務契約を締結することとなりました。国保診療所につきましても、これらのことを踏まえて、検査を実施できる体制を整備することとし、県と事務契約を締結したところでもあります。

国保診療所においては、「抗原検査」を行う方法で準備を進めています。抗原検査は迅速キットによる検査で、「鼻咽頭拭い液」によるものであります。検査キットにつきましては、業者に発注済みで9月下旬頃、納品されるとのことです。この検査は、医師が必要と判断した場合に限り、行政検査として自己負担なしで受けられ、保険適用による検査となります。身近な医療機関で新型コロナウイルスの検査を受けられるようになり、村民の安心につながるとともに、感染拡大の抑止が期待できることとあります。発熱症状が同じインフルエンザの検査も併せて実施することで、より適切な診断・治療にもつながると考えております。

次に、まもなくインフルエンザの流行時期を迎えます。村では、満1歳から高校3年生に相当する年齢の方と満65歳以上の方を対象に、毎年インフルエンザ予防接種の接種料金を補助しております。新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは、感染経路や病状が類似しているために見分けが困難であります。また、同時に感染すると重症化するとされています。

このことから、今年度、インフルエンザ予防接種を希望する満19歳から64歳までの方も対象に含めて、接種料金の2,000円を上限に補助することとして、今回の一般会計補正予算（第6号）に上程していますので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思っております。これは村独自の施策であります。

さらに、郡内の町村長で組織する東白川地方町村会においては、新型コロナウイルス感染防止、住民の不安解消と安心の確保、地域医療機関の負担軽減を図るために、感染が疑われる患者を専門に診察する地域外来として、「地域外来検査センター」設置に関わる要望書を去る8月31日に、郡医師会と埴厚生病院に対して提出してまいったところとあります。町村会と郡医師会、埴厚生病院の3者で設置に向けて、現在進めております。新型コロナワクチ

ンや治療薬の実用化が待たれる中で、村民の安全・安心を最優先に考えながら、様々な施策を進めていくことが行政の役割と考えております。

新型コロナウイルスとインフルエンザ、どちらも「飛沫」、「接触」で感染するおそれがありますので、基本的な感染対策、「手洗い」、「マスクの着用」、「3密を避ける」などを徹底して、さらに感染防止に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上で10番、宗田雅之議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） まず、介護の問題についてお聞きします。

今、村長答弁したように、2025年、団塊の世代が後期高齢者になります。これは、あるデータなんですけれども、全国的に介護施設が満床になり、在宅介護が増えるだろうと、そういう記事を目にしました。確かにそうなんだろうと私も予想しますけれども、現状は、在宅介護になったときに、単身の老人、高齢者、あとは夫婦、老老介護、こういう方が自宅で介護する場合に、これ、村の助成、応援がなくては、なかなか難しいんだらうと思いますが、そういう施策を村のほうで考えているのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答えをいたします。

まさしくご指摘のとおりであります。まず現在、本村、また近隣町村にも老健、それから特別老人ホーム、本村には地域密着型の特老、グループホームがありますが、団塊の世代の方々が75歳以上になるときは、また、これから老後を迎える方々が満床になる、それとまた、介護認定が非常に厳しくなる、厳しく既になっておりますから、そういった背景を受けて、在宅介護への村の支援は当然必要だと思っております。

現在のところ、入所待ちという方もいらっしゃる状況ではありますが、今答弁をしましたように、やっぱり支える、それから情報を共有しながら、村民全体で、子どもの教育を村民全部でやるのと同じく、高齢者対策は村民が全部で応援してあげなくてはならない、既にそういう時代に突入しております。

我々も当然、いずれ老いていくわけではありますが、できるのであれば、自宅でみとることができるような、そのような人生を送りたいのでありますけれども、なかなかそればかりにはいかない状況でありますので、今後またニーズ調査をしながら、まず高齢者の介護施設が足りるのか足りないのか、それとあと、それに加えて、在宅介護、それと、在宅介護と一緒に並行していくのは在宅療養なんですね。病院に入らないで、ご自宅で療養するという方も

当然増えつつありますから、村としての独自の施策を今後考えていかななくてはならないということで、議員おっしゃるとおり、私も議員の時代からも、そういった一般質問をただしたこともございます。

今後また大きな課題でありますので、目を背けないで、きちんと向けながら、何が必要なのかというところで、医療福祉の在宅福祉向上に向けて進めていきたいと、推進したいと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 在宅介護、これを見る看護師、介護士、介護士もこれ高齢化していますよね。こういう高齢化、お互いに支え合うのも確かに私らは分かります。支え合わなきゃ、こういう地方は無理なんだろうと思いますが、介護福祉の行く末も、これももちろん早急に進めるべきだと思いますが、現状、介護士の育成策はどうなっているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 介護士の人材不足というか、介護士の不足ですね、これは大きな社会問題になっておりますし、まして待遇が非常に低いということも、大きな社会問題となっております。

本村の場合には、介護を志す、医療ですね、介護を志す方々へは奨学基金の創設をしまして、本村の場合、奨学金、月上限5万円ですが、そちらの奨学金をご利用なされて、そして介護士、それから医療関係者になられて、本村の関連施設、村内の施設に就職された場合には、その返還を免除するという特例策も設けておりますが、今のところ、申請がまだないのが実態であります。

県南地域にも介護関係の専門学校ができておりますし、そういった、これからまだまだ足りなくなるであろうというような介護士の育成、本村の場合には、社会福祉協議会の中に、ひだまり荘という高齢者を受け取る受皿の施設が直営であります。また、みやぎ会の社会福祉法人も、地域密着型の老人ホームも、グループホームもつくられておりますが、なかなか今、人手が集まらないんだそうです。施設長といろいろお話をしますが、やっぱり人手不足なんだそうですけれども、村の中の雇用創出と村民、村内外の方々の雇用創出を考えれば、介護関係、医療関係に従事する方々を、これから村も支援して育成するという方向で推進してまいりたいと思いますし、議員の皆様も、そのような奨学金の返還しなくてもいいという特例があるということも広報していただきながら、本村で働く介護士の育成、これにまた力添えをいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 介護士が育たないというのは、これは国も地方も同じだと思うんですけれども、労務に合った給料体系じゃないということなんだと思います。一生懸命やった見返りに給料で見返りがあれば、これはやる方は増えるんだろうとっております。これがないから、仕事は一生懸命やる、給料は安いでは、待遇的な問題があって、なかなかいないんだろうと私は思っております。そういう今後の対策も検討して、財政的な支援、これをきちんとやるような体制をつくって、介護の問題を解決していただきたいと思います。

また、弱者支援で、足の確保で、鮫川村は「すまいる」ですか、これをつくりました。ただ、今、国保年金高齢者、これ財政的に本当大変なんですよね。今、お客、村民からある程度、私、聞こえてきたわけなんですけれども、「すまいる」の価格体系が高いんじゃないかと、そういうご指摘がございましたので、村長の確認取っているんだかいけないんだか、そこも答弁お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 「すまいる」は高齢者の介護の弱者事業ということで、経産省の補助金を頂いて、公設民営で商工会に運営していただいているお店であります。

ご承知のとおり、お客様といいますか、お届けするんですね。宅配でお届けするんですよ。ティッシュ1箱、例えば納豆、豆腐、「手・まめ・館」の品物もお届けすることになっているんですけれども、その中で高齢者の方々が、高いのではないかとと言われるのは分かります。

ただ、「すまいる」の経営体系から申しますと、あそこは、村内の商工業者17商店があそこに納品をして、その価格で、そのままお渡しといいますか、しております。要するに、配達料は頂かないままに、その価格、実はカタログがあるんですね。「すまいる」には、こういう厚い、高齢者向けの全部値段が入ったカタログが実際あります。それを見て、高齢者の方々は、紙おむつ、じゃ来週頼むねとか、ティッシュ頼むねとか、例えばニンジン1袋頼むねと、そういう頼み方を前の週に予約して、次の週に持っていくわけなんですよ。

高いか低いかという、多分比較は、量販店、皆さんもご承知のとおり、町なかに行けば大量に品物を、本当に格安に、激安に売っているお店があります。そういった商品価格と照らし合わせると、間違いなく高いものがあります。なぜその値段に下がるかという、これは量販店の大量購買で仕入れたものと、それから、各商店が自分の問屋から仕入れたものの上乗せをして「すまいる」に納品するわけですから、この仕入価格の差、これは本当に開きがあるのは事実であります。

しかしながら、やはり電話一本で届けていただけるという、これは村の施策ですから、議員ご承知のとおり、村からレジスターのリース料を含めると、約800万近い労務費が「すまいる」に、労務費というか人件費の補てんをしていて運営している買い物弱者支援の施設でありますから、高い、これは致し方ないところでないかなと。

私は、やっぱり村の商工業者の経営が本当に行き詰まるまで価格を抑えたり、そういうことは、商工会長を長くやっていたから、それはするつもりもございません。商店の希望価格でお届けをさせていただくということで、これはご理解いただくしかないのかなと思っております。

あと、高齢者の足につきましては、今、デマンドがいいのか、タクシー業者が今、立案を持って村のほうに一、二度お見えになっております。これは郡内のタクシー業者なんですけれども、巡回バスがありますし、巡回バスは外までは行きませんので、将来的には、必要なときにタクシーが本村まで来て、そのタクシー料金の一部を村が回数券で補てんをしながらも、高齢者の足の確保をしなくてはならなくなるのかなということで、今、担当課は、これから施策を練って、高齢者の足の確保、それから病院、ご用聞き、村内ばかりでなくて、そのような検討を今始めたところでございますので、議員ご心配の高齢者対策は、これから手を緩めることなく、調査研究をしながら、ニーズに合った施策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私も商売人ですから、私の業界も薄利多売、これ大型店にはとてもかなわないです。仕入れの段階でも何でも、全然違うと私は思っております。

ただ、こういうお話が出るというのは、やっぱり真摯に受け止めて、「すまいる」と、「すまいる」に納めている方と、あと、そういう検討委員会みたいなのがもしあるならば検討していただいて、赤字になってまで私はやれとは言わないし、それでご飯食っているわけですからね。その企業努力というのかな、あとは店に対して、価格で対応できないならば労力で協力するとか、そうすれば従業員だって何だって、今、私、「すまいる」見ているんですけども、本当に店長は一生懸命やっている、本当に頭下がるくらい一生懸命やっているのは私も受けております。だから、やっぱりそういうのも含めて検討して、前に進めていただきたい。お願いしたいと思います。

あと、コロナ対策についてですけれども、万が一、鮫川村でコロナ感染者、37.4度以上の方が出たときの村としての対応策、これは検討しているでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は、本村にも過去に濃厚接触者が出て、感染しているか否かを検査した、そして結果が出たことが何回かございますので、感染者が出た場合の対応策、それからシミュレーションは実はできております。

しかしながら、間違いなく、感染するとなると報道されるんですね。鮫川村の何十代の男性、女性とまで出るんですけれども、実際、感染者が出た棚倉町、矢吹町の、県南では矢吹町が一番早かったんでありますが、報道途端に、役場に大変な電話が来るそうであります、どこの誰だと。ただ、うわさだけが独り歩きをして、大体どこの誰で、どういう人だというのはうわさで特定されてしまう怖さ、それとまた、町で分かっている何で言わないんだというようなお叱り、クレームがあるそうでありますが、本村の場合にも、感染者が出た場合には、県南保健福祉事務所のほうから直接、検査に回ったという村民が出た場合には、担当福祉課長に連絡が入ります。しかしながら、感染者で陽性だったという判断があった場合には、井出副知事から私に直接電話で連絡があることになっております。

当然、県では記者会見をするわけですが、濃厚接触者がいるか否かというのは当然県が調べますけれども、村としては、県が出された記者会見の内容以上のことを公開はしないこととしておりますし、うわさだけが広がってしまうということなんです。

一番怖いのは、やっぱり先般、村民に私のメッセージをお配りさせていただいたように、誹謗中傷、うわさに惑わされるデマなんです。そこで感染者が出たとすると、その家庭も村にいらなくなるような状況が他町村で起きていると。ここだけは、何があっても避けなくてはならないと私は考えております。

今、外国では、ヨーロッパではもう既に始まっております。感染者が出た場合には、感染者が特定されても、その感染者家族を住民がボランティアで守るという、そのような欧米では動きになっています。要するに、どなたか感染者が出た場合に、みんなでうつらないようにしましょうという誹謗中傷は前の話であって、今は逆に、その感染者をみんなで守ってあげましょうという動きになっています。

日本は昔から、やっぱり弱い者いじめはならない、うわさに流されてはならない、困った人がいたら助けろと、私らはじい様に厳しくしつけられたわけですから、ですから、それを今忘れていているというのは、まさに道徳がない、日本はそのような状況まで追い込まれているんだと思います。

私たちも、本村で感染者が出た場合には、その方を守ってあげると。その方も被害者です

から、守ってあげるということに、村民に一つとなって、情報が独り歩きするかもしれませんが、そのように切り替えていかななくてはならない。コロナを機会として、我々鮫川の村民が昔から培ってきた道徳をもう1回顧するということに切り替えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ちょっと私、質問の仕方が悪かったのかな。もし感染者が出た場合、これ搬送する、家族が搬送するのか、消防署の救急車が搬送するのか、その対応策が病院のほうでできているのか、それを聞いたかったですけれども。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、熱があつたり、感染の症状があるという、もう何十回も広報しておりますが、そういった方は、かかりつけに直接行くのではなくて、まず電話でご相談をします。国保診療所も電話を受けて、これはちょっと疑いがあるなというときには、県の外来・接触者の窓口をご紹介するという運びになっておりますから、そこに行って問診を受けて、これはちょっと疑いが高いというときには、感染しているか否かのPCR検査を受けると。そこで陽性となった場合には、自宅の車でも紹介された病院には行けるそうではありますが、救急車の中にも換気をする、広域圏の中にも設備されましたが、運ぶ人が感染しないような、そういう設備が整っております。

ですから、疑いがあつて、医療機関に運ばなくてはならないとなった場合には、換気をした後、防護服を着た消防隊員が現場から、そこから、ご自宅からでも病院に搬送する、そのようなシステムになっております。ですから、村民の方でも、感染したということになれば、当然感染しても、家族の方は接しないわけにはいきませんから、それはきちんとした消毒をしてでも、早く医療機関のほうに診療するということになります。

ただ、家族は今度、濃厚接触者になってしまいますからね。これは検査を受ける必要があると思いますから、ですから、発生した場合には、まず専門医師のところに搬送する、救急隊の設備もそのように整っている状況であります。

また、私どもも実際、本村で発生していないから、このような答弁で私も、本当に納得いけるのかどうか、これ本当に感染者が出たとなれば、本村だってやっぱり、例えば職員の中とか職場の中で感染者が出たとなれば、役場あたりだってこれ、行政の本当に機能ストップ、休むようになりますから、最善の注意を払って、感染者が出ないように感染防止を呼び

かけているところでございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あと、発熱外来ですね、これ、東白川郡でまだできていないんですよ。今検討している。ただこれ、コロナ感染者が出て1月、2月に騒がれて、8月現状、まだ東白川郡は検討して先に進んでいない。前向きにやっているんだと思うんですけども、西白河郡、石川郡はもうできていますよね。この遅れている理由、あとは、いつ各地にできるのか、そのことだけ答弁してください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 西白河郡は早い時期に発熱外来を設置いたしました。これは、医師会のご理解も当然あったものと見ておりますが、当初2,500万円ほどかかる試算をしながらも、厚生病院の敷地内に設置をいたしました。その後、1日に発熱外来に来られる方って2人くらいだったそうではありますが、東白川に対しては非常に早く設置をいたしました。

石川郡の平田の病院が、いち早く外来を設けましたけれども、これは病院の積極的な働きだそうであります。病院が精力的に設置をしたいということで設置をして、早めの設置になりました。東白川郡は発熱外来の話を、3か月ぐらい前に話が出ておったわけではありますが、医師会と町村会の連携、特に町村会が発熱外来を設置したいと思っても、実際担当するのは医師会のお医者さんなんですね。ですから、医師会のご協力がないと設置ができない。それとあと、看護師さんの確保が必要だということで、2か月ほど遅れています。

結果的には、その費用はどうするんだということで、今、県が医師の person 費、それから設置する、プレハブとかそういうようなものになるわけですけども、そういったハード面の設置費につきましては、県が支出するという方向になっておりまして、今、医師会のほうの了解を得るままに、これから、時期につきましては、まだここでちょっと申し上げられませんが、年内中には設置をして、早急に厚生病院の敷地内に設置が可能になるかと思いますが、残念ながら発熱外来が設置されたにしても、そこでPCR検査、抗原検査がその場でできるとなるまでに、まだ至っていない状況ではありますが、我々はやっぱりそこで一元化して、西白河郡もそうですけれども、まず本当に、おかしいなと思ったときには検査ができるようになれば住民は非常に安心できると。予約して西白河郡に行っても、もう一度戻って、さらに外来・接触者の機関で検査を受けなくてはならないというところでスタートしたのが西白河郡でありますから、住民、それから心配している方を受付して、自宅と行ったり来たりさせないように、一元化してできるようにできないものかということで検討、それから、医療機

関に今働きかけているところでございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 石川郡は、国・県だかちょっと分からない、3,000万くらいの財政的な支援があったそうなんです。そういう手法も、財政的な支援の要請も、していけば出てくるんだろうと私は思っておりますので、ぜひともそこらは働きかけてください。

やっぱりコロナ禍は、情報の開示と、詳しい、きちんとした知識を持つということが一番私は大事だと思いますので、そこらも行政のほうでしっかり勉強していただいて、今後よろしくお願いたします。

それでは、2点目に入ります。

子ども達の対応についてお伺いします。

今後を担う子ども達が減少し、今後の村づくりが危惧される中、村としての対応策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員のご質問、「子ども達への村の対応につきまして」お答えを申し上げたいと思います。

少子高齢化、人口減少は、どの自治体でも直面している大きな課題であります。本村は、昭和30年の8,256人をピークとして、年々急激な人口減少が進み、令和2年8月1日現在で3,220人と激減しております。「人口減少策」及び「子どもの元気な声が響く村づくり」は、宗田議員おっしゃるとおり、将来の村を存続させるための重要な課題でもあります。

村の次世代を担う子ども達の減少の要因は、若い世代の村民世帯が減少していることと、出生率の低下、若者世帯の村外への転出が増えていることが考えられます。これらを回避するには、「子育て支援」と「定住促進の環境」を充実させることが不可欠であります。

本村は、他町村に比較すると、「子育て支援」については手厚い方策を講じておりますが、今後は「若い世代の村民の意見や要望」に耳を傾けながら、「子育て支援長期プラン」を策定し、順次計画的に推進する必要があります。さらに、「子育て支援住宅建設リフォーム補助金」、「子育て支援公営住宅入居者支援」など、若者の定住促進支援策については、担当課において要綱案を作成しているところでもあります。原案がまとまり次第、議会においてもお示しをさせていただく予定でもあります。

次に、子ども達の減少を防ぐには、「鮫川村で子育てして教育を受けたいという村内外の子育て世代の方々」から選ばれる村づくり、これらを実践する必要があります。村教育委員会では、教育長が中心となって、「鮫川村ふるさとキャリア教育」の実践に向けて、「鮫川村教育大綱」の見直しと策定、そして、「小中一貫教育」の「義務教育鮫川学園構想」の原案づくりに取りかかっています。

今後は、議会及び学識者、各学校及び教育関係者との協議の上、「鮫川村の教育」を確立してまいります。学力やスポーツの向上に加えて、「優しくも力強く生き抜く力」を養う教育を軸として、子育て世代の方々の移住・定住促進につなげていきたいと考えております。

次に、人口増を図るべく、「空き家バンク」を今年度創設し、村ホームページで公開しております。空き家は既に4件の登録があります。問合せも数多くあるのが実情であります。既に移住したい方が数組来村して、丁寧にご案内しているところですが、先週1組の方の移住が決定しております。今後も移住者が増え続けるものと予想しておりますが、できるだけ若い世代の方々の定住・移住、これらも合わせて推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、私は議員在任中から、子ども達の発案や夢をかなえてあげたいと胸に誓ってまいりました。過去のこども議会においても、数々の提案をあげてまいりました。また去年は、福島民報主催の「ジュニアチャレンジ・アイデアコンクール」に鮫川小の5・6年生全員が「村づくりのアイデア」を発表して、大きな反響を呼びました。今年は鮫川中学生も応募する予定となっております。

子ども達は、「村に安全で楽しい公園をつくりたい」と立案しています。今後検討しなくてはならない中心地の活性化につなげる館山公園との連動した公園づくり、さらに、観光施設の整備にも子ども達の自由な発想を取り入れながら計画を練り、「若者や青少年」にも村づくりに積極的に参加していただく「村民協働の村づくり」を目指しております。

さらに、各イベント、事業は、「村をよくするための手段」であります。各事業を通して、「担い手育成、人づくり」を推進してまいりたいと考えております。

以上で、10番、宗田雅之議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 子ども達が居座るのには、親たちの財政的支援、利便性、環境の問題などがあるんだろうと思っております。

そこで、今、このコロナ禍において、若者の生活困窮者の割合を調べているのか、その実態調査をしたのかしないのか、その辺をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 若者の生活困窮の実態調査は、私が村長に就任してからは記憶がございませんが、担当課、答弁できますか。生活困窮者の実態調査、知っていますか。答えられますか。

〔発言する人あり〕

○村長（関根政雄君） ああ、そうですか、ありますか。じゃ、教育長から……。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 学校教育に関しまして、例えば経済的に苦しいご家庭の場合には就学支援制度というのがございまして、修学旅行とか、入学のときにかかるお金とか、そういったものに対して支援がなされています。今回改めて、どうしても、年度途中からでも就学支援制度を受けることができますので、小学校、中学校で一応それを、苦しい方がおりましたら、どうぞ申請をしてくださいということでお話があったかと思えます。

小学校、中学校段階では、就学支援制度を利用していただければ、困窮者に対しては支援できるかなと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これは、何というかね、やっぱり住民からの要望ではなくて、こういうコロナ禍の時代ですから、正面に出ない場合がうんとあるんですよ。これは行政のほうで、教育委員会はもちろんなんですけれども、しっかりと実態調査をして、今、子ども達の状況がどういう状況にあるのか、これは私は調べるべきだと思っております。

今、まして、年々子ども達が村から出ていっている状態ですから、きちんとした、そういうところを見てやって、ここに居座って面倒見てやると、そういう手法というのは、私はこういう田舎だから、村だからできるんだろうと思っております。村長がよく言うつながり、これが本当、子ども達と村と親とのつながりなんだろうと思っておりますので、ぜひとも実態調査をやっていただいて、現状を調べてくださいよ。これは本当に大変だと思っておりますよ。

あと、環境問題なんですけれども、今、以前、これ平成25年から森林再生事業というのがありました。29年で一応終わったんですけれども、私、以前にも、前村長にも疑問を呈したことあるんですけれども、森林環境税の使い道、使い方、これは学校周辺、放射能対策なものだから、実際のところ、学校周辺から、私、やるべきだろうと。そういう中で、全然、今

の小学校、中学校周辺の森林環境再生事業、これやっていない。

これ、現村長、関根村長、どう思いますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 森林再生事業も継続してまいりまして、第2期目に入って、今、西山・水口地区から間伐をしておりますが、当初、一番最初、戸草から始まっています。なぜ戸草なのと、私も議員のときから疑問だったんですね。戸草から始まって官代と来たわけなんですけれども、あの当時、森林再生事業の趣旨そのものが、事業主体も理解されないままにということで、やっぱりきちんと住民の公平性を付するためにも、希望する地域に手を挙げてもらうべきだということで、一昨年ですが、3年前ですか、回覧を回して、各地区の要望を手を挙げていただいて、西山地区とか、または、その後計画された西野地区となったわけでありまして。

当初、学校の周辺とか村の公共施設の周りということで始まったわけではなくて、途中から、手を挙げた段階で、学校周辺、人が集まるところの線量を下げるといような目的になったということでありまして、要件の中には、補助事業を使った、森林造成とか間伐をしたところは該当にならないというところであったと思いますが、今ご指摘のとおり、鮫小の周辺ですね、道少田地区のあの裏も含めて、あと中学校の周辺も森林はあるわけでありまして、今後そのような計画があるのかどうか、今、担当課長に先行きは答弁していただきますが、学校の周りですね。あと、これは杉山ばかりじゃありませんから、落葉広葉樹も合わせて整備していかなくてはならないということでありまして、今後の計画につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

森林再生事業の内容なんですけど、まず、一番最初、戸草から始まった内容ですが、恐らくその当時は、村有林を整備するという一つの目的として、そちらから始まったということでありまして。

一昨年に、令和2年度から5年間事業が延びましたので、その事業地について要望を取りまとめた結果ということで、水口地区が昨年からは整備をしております、今年度も整備する予定です。来年度からは酒垂地区ということで、こどもセンター周辺の整備に取りかかる予定であります。その後は富田と遠ヶ竜地区で、最後に道少田地区というふうな計画をしているところです。

小学校周辺の整備につきましては、以前に県の環境税の部分で森林整備をしておりますので、その整備後、期間が短いということで、最終年度に送っているのが現状であります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 教育には、私は教育者の指導力、これはもちろん必要だと思うし、周辺環境の整備も、明るい中での勉強というのは、暗い中での勉強よりはうんといいわけですよね、教育長ね。だから、そういう環境づくりというのは今後やっぱりするべきだし、順番、今、環境税のあれも利用してやるという話なんだけれども、森林再生事業を利用して、順番が決まってからじゃなくて、それを最優先にして、学校周辺を先にやるという考えで、私はやったほうが良いと思いますよ。将来を担う、この村に住む、担ってくれる子ども達が育つ場所でありますので、ぜひともそこらを再度検討していただいて、お願いしたいと思います。

以上、2点について終わります。ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） マスクをしながら階段を上ったり人と話をすることが、こんなにも息苦しいものだということを、昨今のマスク生活で日々痛感しているところでありまして、先ほど来より、村長においては答弁に次ぐ答弁ですので、私が危惧しているのは酸欠なんですけれども、私自身もそういったことに気をつけながら一般質問をさせていただきますので、教育長もどうぞお気をつけながら、答弁にお付き合いいただければと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

ジェンダーフリーとは、生物学的な性差（セックス）は生まれつきのものだが、男らしさ、女らしさなどの性差（ジェンダー）は社会的・文化的につくられたものであるから否定せよというものです。この結果、男らしさ、女らしさという言葉は禁忌となり、男女混合名簿、男女押しなべての「さん」づけが主流になったと感じています。

ジェンダーフリー思想では、男女の生物学的性差以外の違いは認めません。生まれたときは男も女もないのに、男として育てられるから男に、女として育てられるから女になると主張するジェンダーフリー思想は迷信であり、公教育に取り入れてはならないと感じています

が、その主張に公教育が振り回されていないでしょうか。

この件について、教育長の見解をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 先ほどは、私をいたわる言葉をありがとうございました。

それでは、3番、遠藤貴人議員のご質問、ジェンダーフリー教育についてお答えいたします。

ご質問の中にありました男女混合名簿についてですが、まず男女混合名簿というものが、生年月日、あるいは、あいうえお順ですね、それで男女が入り混ざった名簿です。それを男女混合名簿といっていますが、そのことにつきましては、議員の皆様が小・中学校に通っていた頃は、多分男女別、そして生年月日順の名簿が主流だったのではないかと思います。

しかし、平成十数年頃から、男女混合名簿を作る学校が、特に小学校で増えてきました。昨年度の状況を調べてみましたが、県南域内で男女混合名簿を採用している学校は、小学校37校中35校、中学校で18校中4校です。また、「さん」づけの呼び方についてですが、議員の皆様が多分学校に通っていた頃は、呼び捨てが多かったのではないかと思います。しかし、詳しく調べたわけではありませんが、現在では、子どもの名前を呼ぶときに「さん」付けで呼ぶ先生方が増えてきています。学校によっては、「さん付け」で呼ぶように確認している学校もあります。

このように、男女混合名簿や「さん」付けの呼び方が増えてきているのですが、これはご質問にあったジェンダーフリー教育という視点からではなくて、男女共同参画社会の形成、人間尊重、男女平等の観点から進められてきたものです。男女が互いにその人権を尊重し、対等なパートナーとして様々な分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会の姿ですが、「男女が性別による差別的な取扱いを受けない」社会でもあります。「男がはじめ、次に女」、「男が前、女は後ろ」といった偏った概念をつくらないように、小さいうちから人間尊重、男女平等の意識を育むために男女混合名簿が増えてきているのです。

ただ、小学校では、男女混合名簿に移行しても特に問題はなかったのですが、中学校においては男女が別に活動する機会も多くて、混合名簿を作成すると業務が煩雑になるということから、先ほどお話ししましたように、18校中4校だったかと思いますが、そのようにあまり広がっていないようです。

また、「さん付け呼び」についてもですが、性の差をなくすという意図からではなくて、子どもを一人の人間として尊重すること、子ども同士がお互いに尊重し合う態度を育むこと、また性別によって差別が生まれないようにと、「さん付け呼び」が増えてきているのです。

福島県では以前、公立の高等学校において男子校や女子校が存在しましたが、平成15年頃には全ての公立の高等学校が男女共学化になりました。これも「男女が共に学び合い、それぞれの人格を尊重して成長していくことは、男女平等の意識を確立する上で重要である」という男女共同参画社会の形成の推進の一環です。

このように、学校教育においては、男女混合名簿や「さん付け呼び」が主流になってきておりますが、議員がおっしゃるジェンダーフリー思想、「性差は社会的・文化的につくられたものであるから否定する」とか、「性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指す」という考え方からではなくて、男女共同参画社会の形成、人間尊重と男女平等の観点から増えてきているものであると私は認識しております。

現在、中学校で使用している教科書においても、社会科や家庭科、保健体育科や道徳などに男女共同参画社会に関わる内容が盛り込まれております。そして、子ども達は共生社会を築いていく学習を行っております。

以上のようなことを踏まえて、今後も男女共同参画の形成、人間尊重、男女平等の観点を大切にしながら、鮫川村の教育を推進していきたいと考えております。

なお、ジェンダーフリーという言葉については、様々な解釈や誤解、混乱を招くということで、平成18年に、ジェンダーフリーという用語は文科省では使用しないという事務連絡が発出しており、学校においても公的には使用しておりません。したがって、ここでジェンダーフリーについての定義とか内容について論じることは控えさせていただきたいと思っております。ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、3番、遠藤貴人議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） ただいま、男女共学について、教育長のほうからお話がありましたけれども、私が通学していた高校も、私自身が最後の男子校でありまして、私の1学年下から女子生徒が学校に入ってきたんですけれども、学校に女子生徒が入ってきましたけれども、私のクラスは当然男ばかりでしたので、女子生徒が学校には来ましたが、女子生徒との交流はほとんどなくて、非常に残念な思いをしたななんていうような思いで、今、教育長

の話聞いて思い出していました。

県立の福島西高校で今年の10月の衣替えから女子生徒の制服にスラックスを導入したというお話を、先日、教育長のほうからお伺いさせていただきました。防寒対策や自転車通学の安全確保の観点から認めたようだというような記事がありました。

そこに関して、私はLGBTなど、一般論で標準化できない人を決して忘れてはなりませんし、社会は可能な限り配慮することを怠ってはならないと私自身も考えてはいますが、一般的な基準に当てはまらない言い分を全て受け入れてしまつては、社会が成立しないというふうに考えていますが、教育長、どのようにお考えですかというようなことをお伺いしようかなというふうに思ったんですけれども、今の教育長の答弁で、それについて、平成18年に文科省のほうで、そういった言葉を使わないということになっていますので、ここで再度、再質問としてお伺いすることは控えさせていただこうかなというふうに思いましたけれども、知識を詰め込むのではなく、主体的に学ばせて、何かあれば子どもに話をさせて、そして子ども自身で解決させようとする、そういった教育が、現代教育の主流となる考え方であるのかなというふうに私は感じているんですけれども、その一方で、確かな学力を身につけさせて、高い道徳性と規範意識を身につけさせるために、子どもは厳しく育てるべしとする、この2つの考え方が、社会だけではなく、家庭においても教育に対する考えを二分している部分があるのかなというふうに私は考えています。

教育界では様々な考えが交錯し、議論もされておりますが、思想的な対立もあるんだろうなというふうなことも思っております。卒業式などにおける国旗の掲揚、国歌の斉唱などはその典型であり、国旗、国歌の問題は国旗・国歌法という法律が制定され、学習指導要領に明記されたことで決着をしましたが、教育に必要なのは、思想ではなく教育理論だと私は考えております。

戦後、我が国の教育は2つの思想の間を揺れ動き、今に至っても腰が定まっていないというふうに私は感じているところもあるんですけれども、ただ、村長が教育分野で注力するふるさとキャリア教育、また、村内の児童・生徒数の現状から、今後構築が必要になるであろう村立小中一貫校の創設など、武藤教育長の思いが詰まった教育行政の目玉施策があることとお見受けいたしますので、この件に関しての質問は、ぜひ次回の質問でさせていただくということを宣言しまして、今定例会での一般質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今回、関根村政になってから5回目の一般質問、今任期6回目ですけれども、残された日は早いもので、あと10回ほどしか残っていないと。特権である一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず1点目の閉鎖する公共施設の準備について。

公共施設（ほっとはうす）の閉鎖は、先般の議会の一般質問で村長が公約され、旧つるや旅館のオープンに合わせ、村直営から切り離し、民間譲渡をめどに平等・公平に公開しながら、令和2年から取りかかるとなっておるが、その進捗状況をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1点目のご質問に対しましてお答えをいたします。

村の交流施設「ほっとはうす・さめがわ」は、平成6年度に「都市との交流を推進することにより、村の活性化と住民福祉の向上を図るため」として設置した施設であります。都市との交流を主体とした交流人口の増加を目的に整備した村直営の宿泊施設であります。都市からの移住者が多かった時期でもあり、都市との交流を進める上での拠点として機能していた施設でもあります。

建設から25年ほど経過して、近年は老朽化による施設の修繕費に経費がかさんできたこと、利用者の減少により、利用料、収入も減少しております。今年は新型コロナの影響により、4月から5月まで休業しておりましたが、6月以降は県内利用者を主体に営業を行っております。昨年度からは村内の利用者が増加しており、利用者の半数以上を占めてきております。

国内でも、外国人観光客によるインバウンド観光が減少している中で、地元や近隣への宿泊観光や日帰り観光するミニマムツーリズムと、自宅から一、二時間でいけるような観光だそうではありますが、急増傾向にあります。

議員がおただしの閉鎖に向けての進捗状況ではありますが、現在、担当課において、事業譲渡のための宿泊施設事業を継承する事業者の募集を行うか、他の用途に転換して貸しオフィスや地方へのサテライトオフィス誘致など、あらゆる可能性を模索しているところであります。

す。また、交流施設を閉鎖すること、さらに経営を民間移譲することによって、今まで行ってきた都市との交流をはじめとする交流施設の拡大のために行っていた農村体験ツアー事業、東京農大連携事業などの見直しを図る必要が今後生じてきます。

今年の休業期間には、数日閉め切っただけで、ほこりやカビだらけになってしまったので、今後、交流施設を運営する組織が決まるまでの間は、施設を維持管理する必要があるかと考えております。

以上、9番、前田武久議員の1点目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今の答弁、ある程度、今後の閉鎖に向けた準備に取りかかって、その準備に入っておるといような答弁であります。具体策はないという答弁であると思えます。

それで、先ほど申しましたように、関根村政が始まって以来、5回の定例議会を消化しておると。そのたびに、同僚議員からの提案、それから一般質問等において、真摯に受け止めて答弁、それから公約をされておるといこと、その公約等については、決してほごにしないといような思いであろうかと思うんですね。そのことについて、村長の意思を確かめておきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 前田武久議員は、私が議員時代から、この経営をするたびに、村からの歳出補てん、これがかさむほっとはうすは閉鎖すべきであるといことを、ずっと以前から提言をされてきたわけでありましたが、前回の定例議会においても同様の質問をいただきまして、私としても答弁を曲げることはなく、民間移譲するか、そして公正・公平に、ある特定の方々に有利になるような譲渡でなくて、公開をしながら、あの施設を村から切り離すといいますか、有効活用していただくという考えに変わりはありません。

もう一つは、建物の敷地、村有地であります。あと建物も村の建物でありますから、若干ちょっとお金はかかりますけれども、公開する上で、一体どのくらいの譲渡価格が適切なのか。これは、専門家で調べていただいた後の金額が出て、その金額で果たして公開して、民間の方々が利活用するために譲渡に手を挙げていただけるのかどうかを踏まえて、その仕方については、議会の中でも全員協議会を開きながらも、公有財産ですから、切り離すための譲渡、私は解体して、あそこを閉鎖するとい考えはございません。あのままやっぱり生かしていただける民間の方々を募集したいと思っています。

ほっとはうすがいいというリピーターのお客様も、コロナのときもいっぱいいらっしゃいました。私、1件ずつお手紙を書いて、申し訳ございません、せっかくご予約いただいたんですけれども、コロナの関係でお断りせざるを得ませんということで、個人情報でありますけれども、経営者ですから、お手紙を出ささせていただきました。その後、またリピーターの方々が、県内の方々もお戻りになって、利用していただいているという方もおりますので、今まで長い間、あそこのほっとはうすをご利用していただいた方の思いと、あの里山がいいという方々の思いを満たすためには、村から切り離しても同様の活用をしていただく、良識ある民間の方々にご利用いただければいいなと思っておりますし、譲渡の仕方につきましては、全員協議会を開いてでも、その内容をご相談申し上げたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長承知のとおり、菅内閣、今月初めに発足したね。首相に就任以来、即、スピード感を持って、国民のために働くというようなことで、閣僚に即いろんな政策指示を与えておると。

村長、1年ですね、いろいろ去年の19号台風以来、大変な作業がありましたけれども、やはりスピード感というのが大事だと思うんですよね。それで、まして今、閉鎖についての解体となれば、これは予算も伴うし、それから、何かにまた新たに利用するとなると、また予算が必要だと。今まで30年間も、毎年1,000万以上の赤字補てんをしてきているわけですね。

だから、私は当初、ちょっと長くなりますから、今日、議員控室で、冒頭に議長から、コロナだからあまり長くやらないでというようなお話ありましたけれども、言うことは言わなくちゃならない。

それで、この交流施設の建設、私、当初から関わっております。平成7年か、7年ですね。発足したのが、運営開始が8年だと思いますね。そういうことで、7年のときに、これは村民に全然知らされずに、議会から騒がれて、臨時議会でもってこの問題が発覚したということで、村民の意向にそぐわない建設事業だったんですよね。それで、場所的にも、後で、大体議会で議決するまで場所を言わなかった、決まらなかった、教えなかったね。それで、議会で議決しちゃってから場所が判明したというような状態の、とにかく村民の意向にそぐわない建物だったんですね。

それで、私は当初から反対したんですよ。当初、さぎり荘が老朽化して、あれで、さぎり荘の宿泊施設と併用して改築すべきだということで私らは要望したんですけれども、全然聞き入れられなかったということで、案の定、さっき言ったように、30年間も村の財政赤字補

てんをされてきて、住民の血税を注ぎ込んできたというようなことで、現在も、今度の決算書もそうですけれども、1,000万円以上の赤字ですね。

そういうことで、決算上は特別会計でもって、六十何万の繰り越しでもって今回は補正を組んでおりますけれども、そういう状況をずっと繰り返してきて、その分を村民のために別な方向に利用してきたらば、大変な貢献度があつたはずなんです。

村長が約束は守るということで、これから検討に入っていくということですが、前回の3月の定例議会の一般質問においては、2年度当初からすぐ取りかかるというような答弁だったね。それで、私、ホームページとか何か調べてみたんですけども、全然そういうPR活動も何もないし、今までどおりのホームページが交流施設の宣伝に載っておるということで、何の変化もないから、私は今回、また村長に確認をしたわけですが、村長は約束は守ると、私もそう信じておりますけれども、もし村民を裏切るようなことがあつたならば、前回も申し上げましたとおり、鮫川の村政、行政は信用されなくなります。

そういうことで、これは即やるべきだと思うんですけども、もう半年ですね、約束してから。全然手をつけない、全員協議会も開かないというような状態では困ると。いつやるか、それはね。大体どの時期までにめどをつけるか、それを答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 特別会計で、ほっとはうすは維持されておりますので、まず方向づけを決めますから、あとどのような公募の仕方をするのか。その場合にやらなくてはならないのは、先ほど申したように、村有財産を無料でお上げするわけにはいきません。今まで、それこそご指摘のとおり、毎年毎年、多額な金額を投入しながらも修繕をしてきました。周りの整備にもお金をかけてきたわけでありますから、どの建物、2つあります、体験館もありますから、あそこの敷地の面積、それから建物の価値、これを早急に算出をして、そして、その金額が妥当であるかどうかということは、専門家の意見も交えて、皆様にご提示をさせていただきながら全協を開きたい。

さらには、今度、新年度予算は、もう11月で骨格をつくりながらも、年内中でほぼ新年度の予算を内部で固めて、新年早々、今度、査定に入るわけであります。ですから、特別会計から切り離すということは、民間譲渡を前提にということは、新年度の予算に計上しないということなんです。ですから、そこに間に合わせるように、スピードを持ちたいと思っております。

ただ、公開しても、必ず手を挙げる方がいらっしゃるかどうかはちょっと分かりませんか

ら、ですから、その間の期間の、例えば新年度になってからの期間ですね、それはやっぱり管理をする費用は見なくてはならないかもしれませんが、窓を開けたり中を管理するというのは、若干の費用は発生するかもしれませんが、新年度予算に特別会計として支出することに間に合わせるように、スピードを持って方向性を決めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど、目的は都市との交流というようなことで、誘客を図って、そういうお得意様もいるということで、先ほど、そういう人たちに困るというような答弁であります。今度、仮称つるやですけれども、それがオープンすれば、別にそういう困る必要はないと思うんだよね。山王の里もあるしね。

だから、それにこだわって、いつまでもずるずると、悪く言えば、あまり、何か考えがあるんじゃないかというふうに、そういう錯覚というか、誤解を与えるような考えは、やっぱり持ってもっては困ると思うんですよ。徹底して閉鎖に向かった準備をするというような考えでなければならないというふうに私は思いますが、もう一度その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほども答弁しましたとおり、村から離れても、経営する方が同じような体系で、同じようなというか、譲渡される方は目的は何であっても、こちらが譲るか譲らないかは全く目的外の、危険と言ったらどうなのかな、こちらとすれば、譲渡する条件として提示をしていきたいと思うんですよ。

ですから、あそこは宿泊施設として建てたので、仕事場として使う方は使う方でもいいでしょうけれども、全く村の方針と、また地元の方々との摩擦が生じるような方々への譲渡は避けていきたいと思っております。

ですから、和室もあるし、ベッドもありますから、宿泊地として食堂、厨房もありますので、そういった目的に沿った方に譲渡をしていくと。その方が経営されれば、ほっとはうすに泊まりたいという方がいらっしゃれば、直接村の施設ではありませんけれども、こういう施設が、民間の施設がございますよと、我々もご案内できるようにしていきたいなと思っております。

どうの方が応募されるか、ちょっとまだ予測はつきませんが、村とすれば、そういう形で継続をして、宿泊地として独自性のあるもので、レストランを開くのか、カフェにするのか、ちょっと応募する方の自由な発想の中で、村のPRになるような方を選んで譲渡

していきたいなと思っております。

つるや温泉が当然開所すれば、宿泊地として30人以上の宿泊施設が確保されるわけであり、さぎり荘でも日帰り等の温泉施設は、つるやと連携を取ってできるわけであり、都市との交流、それから東京鮫川会の方々も、つるや温泉の開所を非常に心待ちにしておりますから、そのような対応策で考えていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） とにかく、理想的なあれは民間譲渡、そのままあの施設を利用してもらおうというようなのが理想であろうかと思いますが、最悪の場合、とにかく建物ももう築30年過ぎているし、老朽化もひどいし、どうしても処分できないと、譲渡できないという場合には、これは更地もやむを得ないというふうに考えておりますが、村長、その場合はどうお考えですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 公共工事として建物を解体するという事は、皆さんご承知のとおり、私も村長になる前から感じておりましたが、解体するというのは、設計を起さなくちゃならないんですね。ですから、民間会社だったら二、三百万でできるところを、設計を起して公共工事の単価で取壊しとなると、多分あの建物で、幾らかかるかはちょっと私も分かりませんが、やっぱり1,000万以上はかかるようなことになってしまうのかなと思っておりますよ。

ですから、応募する方が本当に、こちらが提示した価格でないとしたら、それは1,000万かけて建物を壊して更地にするよりも、それこそ皆さんと協議して、本当にこちらからコンペをして、幾らでも受け継いでくれる方、それこそ最悪無償、1,000万かけるよりも無償で譲渡して、登記はお願いしますねとしたほうが、村とすれば得策かなと思っておりますから、まず壊すことはちょっと、頭に今のところありませんが、ただ、今、先ほどの別の答弁で話しましたとおり、村への移住者が今非常に多いんですよ。希望者が多くて、先々週、ここ1か月ぐらいの間に四、五組の方が見に来ておりますから、これからも増えるかもしれません。ですから、100万、200万、500万ぐらいの建物なら買ってでもいいよと、小説を書きたいという方とか、静かなところで自分の趣味を生かしたいという方もいらっしゃいますから。

ただ、ほっとはうすの規模と大きさからいって、あれはちょっと大き過ぎるので、そういった方々が値段を提示した場合に、はいと言うかどうかはこれからですから、これからどんどん方向性が決まれば広報していって、できるだけいい方に譲渡できるように努力をした

いと思っています。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 何回も言うようですけれども、今度の宿泊施設のオープンと同時にどのような目安がありますから、早急に我々議員、全協を招集されれば、いつでも集まりま
すし、そういう準備に即入っていただきたいということで、年内には大丈夫ですよ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 早急に、年内と言わずに、議会終了後に内部検討を進めて、公開でき
るような原案をつくりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それでは、1点目については、これで質問を終わります。

2番の宿泊施設について。

（1）旅館の改修工事は12月21日の工期であるが、旅館の開設予定日についてお伺いしま
す。

（2）として、施設の名称は公募すべきと思うが、いかがか。

（3）施設の賃借条項をお示し願いたい。

（4）旅館の宣伝（PR）状況についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2点目のご質問に対しましてお答えをいたしま
す。

宿泊施設改修工事につきましては、8月25日の第4回臨時議会におきまして議決をいただ
きました業者との請負契約が成立し、令和2年12月21日までの工事期間としております。今
回の改修工事では、設計段階から建物の竣工図面がないことで、工事の際に不測の事態が発
生するのではないかと予測されますが、請負業者には工事期限の遵守をお願いしているところ
でもあります。

1つ目の旅館の開設予定であります。工事の完了後、宿泊施設開業に向けた消防署、保
健所等の審査及び許可手続があるため、その期間を考慮すると、早くても3月中旬頃の開業
になると見込んでおります。開業日の設定につきましては、経営予定者にお任せしているところ
でもあります。

2つ目の施設の名称を公募すべきとのご質問であります。経営予定者のお考えもありますので、その点につきましてもお任せをしているところであります。

3つ目の施設の賃貸条件であります。経営者を公募したときの条件として、村が所有する建物を経営者に貸与する形で、貸与期間は5年間とし、必要に応じて延長することができるものといたします。また、施設の使用料につきましては、当面は無料とし、営業開始に必要な物品、営業に関わる全ての費用は経営者の負担としております。賃貸に関する契約につきましては、施設改修の状況を鑑み、12月までには契約を進める予定であります。

4つ目の旅館の宣伝（PR）状況であります。施設の改修工事の終了後、経営予定者の意向も踏まえて、村公式ホームページや村広報紙への掲載を予定しており、そのほか、経営者独自による宣伝方法を考えております。宿泊施設の運営方法につきましては、経営予定者の意向を優先として、村として支援をしていく所存であります。

以上、9番、前田武久議員の2点目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 先ほど言われていた竣工計画というか、旧つるやさんの図面というのはないんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 答弁書でも指名したとおり、旧つるやさんの昔の図面がないということですが、担当課長、補足答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

建設に当たって、建築届ということで建設事務所に出した図面はあるんですが、最終的に出来上がったときの図面、竣工図というものについては作成をしていないという部分で、最終的にどこに設備の配管があるのか、どういう電気設備で、どのように配線しているのかとか、あと細かい内容ですと、当初設計と最終的に竣工したときの業者さんも若干違っているようですので、その当初の図面からは若干変わっている部分もあります。ということで、その部分も考慮して、設計事務所のほうでは、内容をところどころ、床を切ったり壁を切ったりして、確認をして設計図書を作ったということになります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） あの建物、私はよく詳しくは知らないんですけども、承知しておる

のは、現在、今度工事落札された村内業者さんがあそこの工事を全部竣工されたと思うんですよね。村長、分からない。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） あそこは多分、村外の業者が元請だったんですかね。それで、下請けが村内の業者だったと思います。設計は元請の社員であった一級建築士が設計したと、そのように聞き及んでおります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ああ、そう。多分施工したのは村内業者だよ。今回その業者が落札して工事を進めるということで、そうすると、その村外請負業者にいた一級建築士さんが今、村内の業者にいますね。村外請負業者というのは、多分なくなっちゃったんだよ。でも、大体工事の場合は、設計図とか設計書というのはお客さんのところにもあるはずなんだよね。一部だけで、業者だけが設計を持っているわけじゃないんですよ。当然、前の村長が関わっているからあれだけれども、あれを買収するときに、設計図とか設計書というのは全然把握しないで買収したということなんですか、あれ。多分、建物だけを見てただ単に値段を決めたわけじゃないと思うんだけど、村でどういうやり方したのかね。前に戻るけれども、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私も当時議員をしておりましたけれども、記憶によると、不動産鑑定士さんをお願いして、土地と建物の価格を当時で25万だか予算計上したのか、ちょっと記憶が薄れていますけれども、何かそのようにして建物の現状を調べて、価格を決めたと答弁したのを、私、記憶があります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長が替わっても、やっぱり村長の責任なんだよね、今の村長がね。答弁はちゃんと、きちんとしてもらわなくちゃならないんだけど、さっきも言ったように、図面とか設計図というのは両者が持っているんですよ。片方だけ持っていれば、おかしい施工になっていくし、私も以前建築もやって、現在もやっていますけれども、そういうものはちゃんと毅然と、両者が了解のもとでもってやるわけですから、当然、肝心の図面がない、あれだけの施設の図面がない、設計書もないと。設計書はどうか分からないけれども、図面、竣工図がないということでしょう。それで、築何年だっけ、あれは。建ててからもう、10年以上ではきかないな、20年ぐらいになるね。20年間のうちには多分改造されたから、そ

それは改造後の図面はちょっとないかもしれないけれども、当初の建築の図面がないなんていうのはおかしい話ですよ。これは、つるやさんに行って聞いても、ちょっとこれは不可能かなと思うんですけども、それは当時の設計屋さん、分かると思うので、その辺をちゃんと調査して、その図面はやっぱり村で持つべきだと思うんですよ、村の施設になったんだからね。

そして改造して、それが基本になるわけですから、だから今度の、そうすると、改築費というのがちょっと何か、いい加減な改築費で予算を立てたような感じがするんですけども、その辺も、やっぱり村民にちゃんと納得してもらおうような調査はしなくちゃならないと思うんですよ。

それで、3月オープンということは、いろいろさっき言ったように手続等があって、当然それはかかると思うんですけども、3月中にオープンということは間違いのないですね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、当初の竣工図といえますか、図面がないという状況になっておりますけれども、当時の請け負った村外請負業者、さらには今回、その下請で工事に当たった請負業者さん、村内のですね。それとまた、設計士さんのほうでないと。また、元の所有者ですね、つるや温泉の経営者の方も今、お亡くなりになってしまったということで、図面がないということでもありますけれども、唯一残っている方は、当時設計に携わった請負業者にお勤めの方でありますから、なおその当時の図面が本当に残っていないかどうか、再確認をしていきたいと思えます。

それと、12月の工期が21日でありますから、それから使用許可、消防署から、保健所から合わせて許可をいただいて営業許可を取る。それまでにまた、家具とか備品等も入れて、営業開始3月半ばという予定でありますので、年度内には開所して、本当に年度末、それから年度初めに、非常にお客様の需要が高まるわけでありましてね。歓送迎会とか、様々な送別会もありますから、それに合わせて、本当にオープンがてら、村民の、村内外の方々にお使いいただけるようにしていきたいと。

もう一つなんですが、近隣町村にもきちんとPRをさせていただきます。近隣町村には、既に宿泊施設がある町とない町がありますが、本当に湯質のいい湯の田温泉が復活されたわけでありまして、特に近隣の古殿町、浅川町ですね、宿泊施設が古殿町に1か所あるんですが、浅川町には全く宿泊施設がないんですね。町長とも常々話しておりますから、ぜひ利用していただきたいということで、村としても開所日が決まれば、PRに努めていきたいと

思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 3月には必ずオープンしていただくということで。

それと、さっきも言いましたけれども、名称ですね、屋号。これは全部、経営者に任せるということで、村民もある程度、村の施設であれば、あそこにふさわしいような名前をつけてもらいたいと思うんですよね。それを全部経営者に任せると、経営者に売っちゃったわけじゃないんだからね。村の施設なんだから、代々残るやつでしょう、あれ。隣接するさざり荘もあるんだし、まるつきり全然名残もない、それからイメージも湧かないような名称では困ると思うんだけど、やっぱり村民にある程度声をかけて、村民からの応募も受けたほうがいいと思うんだけど、どういふもんだかね。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先般、たんぼぼの家のグループホームのは公募しましたね。10点ほど挙がりまして、村長、名前を決めますからということで案内を受けまして、決まりました。その名前には、やっぱり村民の思いを下に書くメッセージがあつて、それと照らし合わせて、この名前ということで決めさせていただきました。

議員ご提案の村で公募してということであれば、また経営者のほうにお話をさせていただいて、議会、村民からもこういうご提案がありますという話をさせていただきながらも、お話をやっこく、丸っこく話をして、村民の意向がその中に詰まれば、やっぱり村で公設民営として、名前まで村民の名前ですよということで、開所式にはそのつけた方をご招待して、1泊、ご家族かペアでご招待するぐらいの村民参加をできるように、経営者の方に話してみたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ぜひそのように努力していただきたいと思います。

じゃ、以上で、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

15時10分まで休憩いたします。

(午後 2時56分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本村の財政指数は、いずれも健全化標準値を下回っていることから、健全な財政運営をしている内容であります。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査委員意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、ご説明を申し上げます。

議案書2ページ、令和元年度健全化判断比率審査意見書と、3ページの令和元年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表しましてご説明を申し上げます。

最初に、2ページの令和元年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

まず、（1）は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の①実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんので、ハイフンで表しております。

③の実質公債費比率は6.5%と算出されております。平成30年度との比較では0.2ポイントほど上回りましたが、早期健全化基準の25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されていないため、ハイフンで表しております。

(2)の個別意見は、表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの令和元年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査結果であります。 (1)の総合意見では、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります。簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、表ではハイフンで表しております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告は終わります。

◎議案第57号～議案第66号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定

についてから日程第15、議案第66号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第57号から議案第66号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度における一般会計のほか、特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の事業費の内訳等につきましては、別冊の令和元年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び令和元年度主要施策の成果及び予算執行の実績をご覧いただきたいと思っております。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） 初めに、議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

以下、決算書でご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

令和元年度の歳入歳出決算額ですが、歳入総額は収入済額をご覧のとおり37億1,997万2,236円、歳出総額は支出済額をご覧いただきますとおり33億3,922万6,677円、差引残額は3億8,074万5,559円となっております。ここから令和2年度へ繰り越すべき財源2億5,614万9,000円を差し引き、実質収支額は令和2年度一般会計へ繰り越す額のとおり1億2,459万6,559円の黒字となりました。

歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

決算書の7ページをご覧願います。

表頭の収入済額の欄をご覧願います。

1款村税2億7,740万7,803円は、前年度比662万1,909円、2.3%の減となっておりますが、これは個人村民税、法人村民税の減収によるものでございます。

8ページをお開き願います。

2款地方譲与税4,934万8,004円は、前年度比682万2,004円、率にして16%の増となっております。これは、新たに森林環境譲与税の新設によるものでございます。

9ページをご覧ください。

6款地方消費税交付金5,853万8,000円は、前年度比159万8,000円、率にしまして2.7%の減となっております。

次に、9款地方交付税17億8,819万6,000円は、前年度比8,034万5,000円、率にしまして約4.7%の増となっております。

10ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料3,290万9,090円は、前年度比70万5,156円、率にして2.2%の増となっております。こちらは、村営住宅使用料や定住促進住宅使用料などの増によるものでございます。

12ページをお開き願います。

13款国庫支出金2億3,446万8,042円は、前年度比1,221万8,924円、率にいたしまして5.5%の増となっております。これは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金や地方創生推進交付金などの増によるものでございます。

14ページをお開き願います。

14款県支出金3億1,044万9,920円は、前年度比3,387万122円、率にいたしまして12.2%の増となっております。これは、子ども・子育て支援事業費補助金やふくしま森林再生事業補助金などの増によるものでございます。

18ページをお開き願います。

17款繰入金4億7,938万5,806円は、前年度比1億1,949万3,504円、率にいたしまして33.2%の増でございます。これは、基金繰入金のうち、財政調整基金などの繰入金が増えたことによるものでございます。

19ページをご覧ください。

18款繰越金1億9,257万9,262円は、前年度比2,402万1,496円、率にいたしまして11.1%の減でございます。これは、繰越明許費繰越金の減によるものでございます。

22ページをお開き願います。

20款村債1億7,650万円は、前年度比250万円、率にいたしまして1.4%の減でございます。続きまして、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

24ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、26ページをお開きいただきまして、最下段にございます5目財産管理費、さらに、27ページをご覧いただきまして、25節積立金2億9,992万5,732円は、

財政調整基金、宅地分譲地販売促進基金などに積立てしたものでございます。

次に、6目企画費、13節委託料1,598万4,663円でございますが、さらに、28ページをお開きいただきまして、右側の備考欄に記載がございますとおり、光ファイバー網保守業務、光ファイバー設備寄託保守業務などを委託したものでございます。

同じく15節工事請負費3,705万760円は、国道289号改良工事に伴う光ファイバーケーブルの支障移転工事、青生野・渡瀬テレビ協同組合受信の施設ケーブル移転工事などの工事費でございます。

29ページをご覧ください。

次に、7目地方振興費、19節負担金、補助及び交付金324万1,200円は、集会施設改修事業費として、赤坂西野区区民センターのエアコン設置工事、西山区集落センターの屋根塗装工事に対する補助金でございます。

32ページをお開き願います。

4項選挙費、4目参議院議員通常選挙費474万2,657円は、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙の執行に要した経費でございます。

33ページをご覧ください。

次に、5目鮫川村長選挙費272万5,302円は、令和元年8月25日執行の鮫川村長選挙に要した経費でございます。

35ページをお開き願います。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、13節委託料のうち、村民保養施設指定管理業務1,100万円は、さざり荘の指定管理料でございます。

同じく28節繰出金3,906万4,338円は、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金でございます。

36ページをお開き願います。

同じく3目後期高齢者医療事務費、さらに、37ページをご覧くださいまして、19節負担金、補助及び交付金4,964万5,994円は、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金などとなっております。

同じく28節繰出金1,087万69円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金8,991万9,960円は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

同じく5目障害者福祉費、20節扶助費1億1,299万6,899円は、障害者自立支援給付費など

となっております。

38ページをお開き願います。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費4,307万円は、対象世帯に対する児童手当を支出したものでございます。

次に、41ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、20節扶助費904万7,224円は、乳幼児から妊産婦の医療費でございます。

43ページをお開き願います。

同じく4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金1億7,316万8,000円は、東白衛生組合の基幹的設備改良事業の建設費分の負担金などとなっております。

同じく28節繰出金9,998万3,000円は、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

44ページをお開き願います。

6目保健センター費、13節委託料1,394万3,379円は、住民健診を実施するための費用などとなっております。

45ページをご覧願います。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、さらに、46ページをお開きいただきまして、2目農業総務費、13節委託料1,953万4,860円は、農産物加工直売所、堆肥センター等の施設に対する指定管理業務の委託料などとなっております。

同じく21節貸付金800万円は、「手・まめ・館」において、春の天候不順による野菜出荷量や台風被害による農産物等の減少、また、コロナ禍で客足が減少したことにより収支が不足することから、「手・まめ・館」に対して運営資金を貸し付けたものでございます。

同じく3目農業振興費、47ページをご覧いただきまして、13節委託料1,394万5,581円は、米の放射性物質全量全袋検査業務などを実施したものでございます。

同じく19節負担金、補助及び交付金3,241万2,644円は、農地等小規模災害復旧支援事業費として、令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害により被災した箇所のうち、補助災害復旧事業に該当しない小規模な農地、農道等の復旧工事費、復旧工事補助金などを支出したものでございます。また、青年就農給付金として、28年度新規就農者1名に対して150万円、農業次世代人材投資資金として、平成29年度新規就農者の夫婦に対して225万円を支出してございます。

49ページをお開き願います。

同じく 8 目多面的機能維持支援費、19節負担金、補助及び交付金 1 億1,055万1,916円は、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金などを支出したものでございます。

50ページをお開き願います。

次に、2 項林業費、1 目林業総務費、13節委託料8,566万1,249円は、ふくしま森林再生事業の年度別計画策定業務、同意取得業務、森林整備業務などの委託料でございます。

同じく 2 目林業振興費、51ページをご覧いただきまして、15節工事請負費1,527万4,440円は、林道東前田線舗装工事の工事費でございます。

同じく 3 目森林環境税交付金事業費、13節委託料259万4,900円は、湯の田水源涵養林整備業務や鋤木田水源涵養林下刈り業務の委託料でございます。

次に、7 款 1 項商工費、1 目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金1,151万8,470円は、商工会指導職員設置事業費など商工会関係に対して支出したものでございます。

52ページをお開き願います。

同じく 3 目観光費、13節委託料882万3,820円は、里山景観形成実践事業として、里山の景観保全のため、草刈り等の業務などを委託したものでございます。

同じく17節公有財産購入費3,016万8,000円は、旧つるや旅館の土地建物を取得するために要した経費でございます。

53ページをご覧願います。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、54ページをお開きいただきまして、15節工事請負費991万80円は、村道富田・山田線舗装補修工事などの工事費でございます。

同じく 2 目道路新設改良費、15節工事請負費9,302万4,880円は、村道水口・大沢線改良工事などの工事費でございます。

55ページをご覧願います。

3 項住宅費、1 目住宅管理費、15節工事請負費631万7,300円は、宿ノ入住宅解体の工事費でございます。

同じく 2 目定住対策費、56ページをお開きいただきまして、25節積立金358万3,000円は、西野団地宅地分譲地売払費用を定住促進奨励基金へ積み立てたものでございます。

次に、9 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費、18節備品購入費837万円は、1 分団 5 部の遠ヶ竜地区に配備してございます小型動力ポンプと小型動力ポンプ積載車の更新を行ったものでございます。

57ページをご覧ください。

同じく3目水防費、13節委託料365万2,000円は、防災行政無線保守点検業務を委託したものでございます。

同じく4目災害対策費、19節負担金、補助及び交付金511万9,000円は、令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害により、住宅の背後において土砂崩壊等の被害を受けた復旧工事、また、住宅の進入路が寸断され、緊急車両が進入できなくなった進入路の復旧工事の補助金として支出したものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、58ページをお開きいただきまして、2目事務局費、13節委託料1,537万6,098円は、スクールバス運転業務などを委託したものでございます。

59ページをご覧ください。

同じく15節工事請負費1,342万1,877円は、鮫川中学校のFF式暖房機の設置工事や旧教員住宅宿ノ入2号解体工事などに要した工事費でございます。

同じく19節負担金、補助及び交付金2,677万77円は、高校生通学支援金、修明高校鮫川校に通う村外生徒の通学支援金などの補助金等でございます。

66ページをお開き願います。

次に、6項保健体育費、67ページをご覧いただきまして、2目体育施設費、13節委託料1,990万683円は、体育施設の指定管理料、青少年広場の改修工事設計業務などの委託料でございます。

同じく3目学校給食費、28節繰出金2,799万3,357円は、学校給食センター特別会計への繰出金でございます。

68ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費7,773万8,600円は、令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害による公共土木施設災害復旧工事などの工事費でございます。

次に、2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、13節委託料2,893万3,300円は、農地等災害復旧事業測量設計業務などの委託料となっております。

同じく15節工事請負費2,711万円は、令和元年東日本台風及びその後の豪雨災害による農地等災害の復旧に要する工事費でございます。

次に、財産につきまして、主なものについてご説明いたしますので、74ページをお開き願います。

基金についてであります。

左側の（１）財政調整基金の表の中の備考欄をご覧ください。

繰り出し処分として、こどもセンター運営事業費ほか16事業に対しまして3億6,445万円を繰り出し、積立金として、地方財政法の規定に基づく積立てなど2億8,262万3,924円を積み立て、決算年度末現在高は4億8,231万382円となっております。

次に、その右隣の（２）教育施設整備基金でございますが、備考欄をご覧くださいまして、繰り出し処分として、小学校施設整備事業費ほか1事業に対して385万円を繰り出し、積立金として利子積立金3万429円を積み立て、決算年度末現在高は3億326万6,355円となっております。

75ページをご覧ください。

右側の真ん中に記載がございますが、（８）福祉基金でございますが、繰り出し処分として福祉対策事業4,690万円を繰り出し、積立金として利子積立金1万7,113円を積み立て、決算年度末現在高は1億952万2,994円となっております。

76ページをお開き願います。

右側の真ん中に記載がございますが、（14）公有施設整備基金でございますが、繰り出し処分として、庁舎修繕事業ほか8事業に対しまして5,350万円を繰り出し、積立金として財産貸付収入など141万9,193円を積み立て、決算年度末決算高は7億8,430万8,497円となっております。

次に、議案第58号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の82ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり4億452万5,378円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり4億8万7,649円、差引残額443万7,729円となっております。

歳入決算額の主なものをご説明いたしますので、83ページをお開き願います。

1款国民健康保険税の収入済額8,139万8,300円は、前年度比49万9,100円の増でございます。これは、均等割、平均割の負担増によるものが主な要因でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、84ページをご覧くださいまして、2節特別交付金3,349万4,000円のうち190万4,000円は、保険者努力支援金によるものでございます。

同じく特別調整交付金、市町村分でございますが、1,733万円は、直診勘定への繰出金及

び国保のヘルスアップ事業のための交付金でございます。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたしますので、88ページをお開き願います。

2款保険給付費2億4,040万3,493円は、前年度比730万6,664円、率にいたしまして3.1%の減となっております。

少し飛びまして、94ページをお開き願います。

次に、財産に関する調書をご覧ください。

2、基金、(1)事業費支払準備基金でございますが、備考欄に記載ございますとおり、保険税減免分の財源を補てんするために624万6,000円などを取り崩した結果、決算年度末現在高は3,032万4,557円となっております。

次に、議案第59号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算書の96ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり6,963万3,768円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり6,682万3,046円、差引残額は281万722円となっております。

歳入決算額でございますが、97ページをご覧いただきまして、1款診療収入3,810万452円、前年度比にいたしまして9.1%の減となっております。

次に、歳出決算額でございますが、99ページをお開きいただきまして、1款総務費4,701万4,324円、さらに、100ページをお開きいただきまして、2款医療費1,980万8,722円などとなっております。

次に、議案第60号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げますので、104ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり1億3,885万5,929円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり1億3,097万2,922円、差引残額は788万3,007円となっております。ここから令和2年度へ繰り越しすべき財源385万円を差し引き、令和元年度の実質収支額は令和2年度水道会計へ繰り越しする額のとおり、403万3,007円の繰り越しとなっております。

歳入決算額の主なものでございますが、105ページをご覧いただきまして、2款使用料及び手数料2,476万3,146円、4款繰入金の一般会計繰入金7,400万円などとなっております。

次に、歳出決算額でございますが、108ページをお開きいただきまして、2款施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費4,926万2,400円は、寅卯平地区給水施設舗装本復旧工事、寅卯平給水施設整備工事に要する工事費でございます。

次に、議案第61号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたしますので、決算書の113ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり1,235万2,468円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり1,147万9,179円、差引残額は87万3,289円となっております。

歳入決算額の主なものについてでございますが、114ページをご覧願います。

1 款使用料及び手数料に記載のある村営バス運行収入590万6,450円、3 款繰入金の一般会計繰入金470万円などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてでございますが、115ページをお開きいただきまして、1 款総務費、1 項村営バス事業費901万675円、2 款公債費246万8,504円などとなっております。

次に、議案第62号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げますので、120ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり3,664万8,607円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり3,449万7,436円となっております。差引残額は215万1,171円となっております。

歳入決算額の主なものについてでございますが、121ページをご覧願います。

2 款使用料及び手数料980万8,828円、3 款繰入金の一般会計繰入金2,598万3,000円などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてでございますが、122ページをお開き願います。

1 款施設費1,217万446円、2 款公債費2,232万6,990円などとなっております。

次に、議案第63号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げますので、128ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり4億9,611万6,711円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり4億9,491万226円、差引残額120万6,485円となっております。

歳入決算額の主なものについてでございますが、129ページをお開き願います。

1 款保険料7,820万8,260円、2 款国庫支出金1億2,809万8,850円、3 款支払基金交付金1億1,873万8,000円などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてでございますが、134ページをお開き願いまして、2 款保険給付費4億3,802万5,795円などとなっております。

次に、議案第64号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げますので、142ページをご覧願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり1,706万748円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり1,636万3,790円、差引残額69万6,958円となっております。

歳入決算額の主なものについてでございますが、143ページをご覧いただきまして、1款使用料及び手数料632万6,205円、2款繰入金の一般会計繰入金820万円などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてでございますが、144ページをお開き願いまして、1款総務費、1項施設管理費1,636万3,790円などとなっております。

次に、議案第65号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げますので、148ページをお開き願います。

歳入決算額は収入済額をご覧のとおり9,515万7,584円、歳出決算額は支出済額をご覧のとおり9,493万9,523円、差引残額は21万8,061円となっております。

歳入決算額の主なものについてでございますが、149ページをご覧願いまして、1款分担金及び負担金5,815万9,875円は、古殿町から負担していただいているものでございます。

2款繰入金の一般会計繰入金2,799万3,357円、4款諸収入、1項納付金、1目給食費納付金821万9,954円の合計額3,621万3,311円は、本村の運営費負担となっておりますが、これで比較いたしますと、負担の割合は鮫川村が38.4%、古殿町が61.6%となっております。

次に、歳出決算額の主なものについてでございますが、151ページをご覧いただきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,691万8,927円、152ページをさらにお開きいただきまして、2款1項1目給食費3,802万596円などとなっております。

次に、議案第66号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げますので、156ページをご覧願います。

歳入決算額は収入済額に記載のとおり3,704万5,970円、歳出決算額は支出済額に記載のとおり3,693万1,448円、差引残額11万4,522円となっております。

歳入決算額の主なものについてでございますが、157ページをご覧願いまして、1款後期高齢者医療保険料2,609万1,500円、2款繰入金の一般会計繰入金1,087万69円などとなっております。

次に、歳出決算額の主なものについてでございますが、159ページをお開き願いまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,628万7,000円などとなっております。

以上で議案第57号から議案第66号までの10議案につきまして、議案の詳細説明とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

[代表監査委員 森 洋君 登壇]

○代表監査委員（森 洋君） 令和元年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表してご説明を申し上げます。

議案書では5ページから9ページであります。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査の対象は、（1）の令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から、（2）から（10）までの令和元年度特別会計歳入歳出決算並びに（11）令和元年度各基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります。令和2年8月17日月曜日（祝）から21日金曜日までの5日間実施いたしました。

3の審査の経緯であります。決算審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検・照合するとともに関係各課の説明を聴取し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、令和元年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と9つの特別会計を合わせますと、歳入総額が50億2,736万9,399円で、歳出総額は46億2,623万1,896円であり、歳入歳出差引額は4億113万7,503円となり、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額2億5,999万9,000円を差し引いた1億4,113万8,503円が令和2年度への繰越額となるものであります。

このような厳しい財政状況の中で、自立の村づくりに向けて財政運営の効率化を図り、実質収支が黒字決算になったことに対して敬意を表したいと思います。

主な事業としましては、通信環境向上のための各種事業、パーソナルコンピューターの更新整備事業、村中心地域活性化協議会事業、包括支援センター運營業務、農地関連業務の充実、農地小規模災害復旧支援事業、村農業再生協議会事業、畜産振興事業、農業体験ツアー業務、多面的機能支払交付金並びに中山間地域等直接支払交付金事業、ふくしま森林再生事業などの森林環境整備事業、商工業振興事業、観光振興事業、特産品販売振興事業、村道等改良補修事業、橋梁架け替え・修繕工事並びに台風19号及び豪雨による災害復旧事業、寅卯平地区給水施設整備事業、小・中学校施設・教育環境整備事業、グラウンド等整備工事、子ども・子育て支援のための施設・環境整備事業、給食施設の整備事業など、国及び県の補助金、交付金を積極的に活用し、豊かな村づくり実現に努めております。

また、徴収関係では、村民税、固定資産税及び軽自動車税を合わせて129万704円が収入未済となりました。納税意欲高揚のため、納税組長会議並びに納税表彰式を開催し、各種施策の浸透を図るとともに、防災広報無線を活用し、納税推進に努めましたが、昭和30年から続いた納期内完納が途切れることになったのは誠に残念であります。納税は村民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き納税に対する啓発をし、税収の確保に努めていきたいと思っております。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

7ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から8ページの11、後期高齢者医療特別会計につきましても記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

12の基金会計では、宅地分譲地販売促進基金、定住促進奨励基金、森林環境譲与税基金の3基金が令和元年度に新設されております。

9ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年度に引き継いだことは喜ばしいことであり、特に台風19号並びに豪雨災害等の復旧事業等、繰越明許費の総額が5億6,329万5,000円に上っており、新型コロナウイルス禍の中、事業の進行管理に十分な注意をお願いしたいと思います。今後とも引き続き効率的な財政運営を図り、村民生活向上のため、各種事業の推進に努めていきたいと思

思います。

以上により、令和元年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当であると認めるものであります。

以上をもちまして、令和元年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ありがとうございます。

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

◎議案第67号～議案第76号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第16、議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第25、議案第76号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第67号から議案第76号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止対策や産業の活性化対策などに要する経費を計上いたしました。特別会計等補正予算につきましては、国民健康保険特別会計など9会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費、内容等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思います。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） では、説明させていただきます。

初めに、議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書の19ページから24ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページ、2ページを

お開き願います。

補正前の歳入歳出予算額37億2,326万7,000円に対し、今回3億2,819万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を40億5,145万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、2節滞納繰越分97万9,000円は、平成27年度個人村民税及び令和元年度個人住民税に係る未納分でございます。

同じく2項1目固定資産税、2節滞納繰越分22万7,000円、同じく3項1目軽自動車税、2節滞納繰越分8万4,000円は、平成30年度及び令和元年度に係る未納分でございます。

4ページをお開き願います。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金8,737万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会保障・税番号制度システム整備に要する補助金でございます。

同じく4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金1,603万5,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の配分額の減額に伴うものでございます。

5ページをご覧ください。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節介護保険特別会計繰入金115万3,000円は、令和元年度介護保険給付費村負担金の精算による一般会計への繰入金でございます。

同じく2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金840万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源変更に伴う減額、また、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分に係る村民保養施設運営支援事業、国土強靱化地域計画策定事業に充てるための繰入金でございます。

同じく7目1節公有施設整備基金繰入金840万円は、青少年広場施設整備事業などに充てるための繰入金でございます。

同じく11目1節森林環境譲与税基金繰入金775万9,000円は、森林整備基本方針策定事業費に充てるための繰入金でございます。

6ページをお開き願います。

18款繰越金1億459万6,000円は、令和元年度の決算剰余金でございます。

次に、20款1項村債、1目辺地対策事業債、同じく2目過疎対策事業債、同じく3目災害

復旧事業債は、各事業債を充てている事業費の変更などに伴う補正でございます。

同じく4目1節臨時財政対策債890万円は、発行可能額の決定に伴い、増額補正をするものでございます。

次に、21款法人事業税交付金、1項1目1節法人事業税交付金190万1,000円は、法人事業税の一部を県から村に交付する制度の創設に伴い、増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金1億8,282万7,000円は、地方財政法の規定に基づき、決算剰余金の2分の1の額などを財政調整基金に積み立てるものでございます。

同じく6目企画費、さらに、8ページをお開きいただきまして、14節工事請負費400万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、村内の施設に公衆無線LANを整備するものでございます。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料1,445万3,000円は、戸籍情報システムなどの改修業務、また、マイナンバーカード海外利用支援業務などに係る委託料でございます。

9ページをご覧ください。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料1,000万円は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分について、村民保養施設指定管理料を増額するものでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金220万円は、社会福祉協議会活動費補助金を増額するものでございます。

同じく2目老人福祉費、14節工事請負費228万2,000円は、高齢者総合福祉センター事務室に空調設備を設置するものでございます。

10ページをお開き願います。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、19節扶助費151万6,000円は、19歳から64歳までの村民を対象に、インフルエンザ予防接種の接種料金について、2,000円を上限とした一部助成を行うものでございます。

同じく5目診療費、27節繰出金400万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、医療機関内で感染防止対策を支援するものでございます。

11ページをご覧ください。

同じく6目保健センター費、14節工事請負費352万2,000円は、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金を活用しまして、保健センター及び地下診療所の水道蛇口を自動水栓化するとともに、和式トイレの洋式化を図るものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、17節備品購入費693万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、散布作業等の作業効率を高めるため、堆肥センターの自走式マニアスプレッターを購入するものでございます。

12ページをお開き願います。

同じく2項林業費、1目林業総務費、12節委託料776万円は、森林環境譲与税を活用した森林整備を計画的・効率的に進めるため、基本方針の策定業務を委託するものでございます。

次に、7款1項商工費、1目商工業振興費、12節委託料3,735万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、地域げんき商品券の発行業務などを委託するものでございます。

同じく18節負担金、補助及び交付金500万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、買い物弱者支援と高齢者の見守りを兼ねた移動スーパーとして、「すまいる」及び「手・まめ・館」の保冷付軽自動車を購入するための補助金でございます。

13ページをご覧願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、14節工事請負費2,000万円は、村内25か所の道路維持工事、彦次郎地内富田川及び馬場地内落合川の河川堆積土砂撤去工事に要する工事費でございます。

同じく2目道路新設改良費、14節工事請負費2,637万円の減額につきましては、村道戸草・関口線ほか村道2路線の舗装補修工事の事業費の減額によるものでございます。

次に、9款1項消防費、4目災害対策費、12節委託料587万4,000円は、国土強靱化地域計画策定業務を委託するものでございます。

14ページをお開き願います。

次に、10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、14節工事請負費222万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、公民館の研修室にエアコンを設置する工事費でございます。

15ページをご覧願います。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費869万3,000円は、青少年広場における取付道路設置工事及びLED照明器具の交換工事などでございます。

13款予備費1,452万1,000円は、今後の突発的な災害などに対応するため、増額補正するも

のでございます。

続きまして、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第68号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の25ページ、26ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額4億2,447万円に対し、今回551万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億3,298万円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税107万4,000円は、平成30年度及び令和元年度に係る未納分でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたしますので、22ページをご覧ください。

6款1項基金積立金、1目国保基金積立金443万6,000円は、前年度繰越金を事業費支払準備基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第69号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の27ページ、28ページ、事項別明細書の23ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額7,275万5,000円に対し、今回165万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を7,440万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の24ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入464万8,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、来院患者数の減少に伴う診療報酬の減収によるものでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金400万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、協力支援金などを増額補正するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

25ページをご覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費94万3,000円は、診療所の照明器具の取り

換え工事に要する経費などを補正するものでございます。

次に、議案第70号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の29ページ、30ページ、事項別明細書の29ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額1億2,810万6,000円に対し、今回483万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を1億3,293万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の30ページをお開き願います。

7款1項村債110万円は、寅卯平地区簡易水道整備事業に充てるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

31ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、24節積立金350万円は、令和6年度の企業会計への移行に向けて、前年度繰越金の一部を簡易水道事業基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第71号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の32ページ、33ページ、事項別明細書の33ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額1,018万5,000円に対し、今回89万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,107万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の34ページをお開き願います。

4款1項1目1節繰越金87万2,000円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項1目村営バス事業費32万4,000円につきましては、職員手当のほか、消耗品の購入に係る補正でございます。

次に、議案第72号 令和2年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の34ページ、35ページ、事項別明細書の36ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額3,222万3,000円に対し、今回205万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,427万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の37ページをお開き願います。

4款1項1目1節繰越金205万1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出の主なものについてでございますが、1款施設費、1項施設管理費、2目財産管理費、24節積立金200万円は、令和6年度の企業会計への移行に向けて、前年度繰越金の一部を集落排水事業基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第73号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の36ページ、37ページ、事項別明細書の38ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4億8,651万4,000円に対し、今回686万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億9,337万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の39ページをお開き願います。

3款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分356万円は、令和元年度介護給付費交付金の精算により追加交付されたものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたしますので、41ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料99万円は、令和2年度介護報酬改定等に伴うシステム改修業務に要する経費の補正でございます。

42ページをご覧ください。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金、利子及び割引料152万円は、令和元年度の介護給付費負担金等につきまして償還するものでございます。

同じく2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金115万4,000円は、一般会計に繰り出しするものでございます。

次に、議案第74号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の38ページ、39ページ、事項別明細書の45ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額1,760万円に対し、今回69万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,829万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の46ページをお開き願います。

3款1項1目1節繰越金69万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費29万7,000円は、職員手当のほか、修繕料に係る補正でございます。

次に、議案第75号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の40ページ、41ページ、事項別明細書の48ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額1億262万7,000円に対し、今回517万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億780万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたしますので、事項別明細書の49ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金、1節運営費負担金307万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する給食センターのエアコン設置や給湯管の分岐工事に要する費用に係る古殿町の負担金となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節工事請負費495万9,000円は、給食センターのエアコン設置や給湯管の分岐工事に要する工事費でございます。

次に、議案第76号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の42ページ、43ページ、事項別明細書の50ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算額3,964万5,000円に対し、今回11万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,975万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の51ページをお開き願います。

3款1項1目1節繰越金11万3,000円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金5万5,000円は、一般会計に繰り出しするものでございます。

以上で議案第67号から議案第76号まで10議案の説明とさせていただきます。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第26、議案第77号 村道路線の認定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第77号の村道路線の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の44ページをお開き願います。

本案は、村道大犬平支線、江堀支線、朝日山東口線、水呑場線の4路線につきまして、国道289号青生野工区改良工事に伴う旧国道部を村が引き受け、村道として認定するために、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第77号につきまして議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

24日、25日、常任委員会での議案調査をお願いいたします。

28日午前は現地調査を予定しております。

また、30日は午前10時から本会議を開きます。

なお、26日、27日、29日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時45分）

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第5回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年9月30日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第58号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第59号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第60号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第61号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第62号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第63号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第64号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第65号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決

- 日程第10 議案第66号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第68号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第69号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第70号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第71号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第72号 令和2年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第73号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第74号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第75号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第76号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第77号 村道路線の認定について
質疑・討論・採決
- 日程第22 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
趣旨説明・質疑・討論・採決

日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

追加日程第1 同意第12号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君
代査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木節子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第57号～議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第66号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今回提案の議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定の財政調整基金についてご質問いたします。

財政調整基金は、年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金、貯金であります。本村でも、不足する財源を補てんするため、この基金が活用されております。

一般的に、財政調整基金は標準財政規模の10%程度が、基金の積立てとして適正とされております。標準財政規模は、標準的な状態で、通常、収入とされる経常一般財源の規模を示す指標であります。財政分析や財政運営の指標などに利用されるものでもあります。全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通交付税の算定時に算出されております。

本村の財政調整基金の適正規模は、令和元年度の標準財政規模が約19億5,100万円余り、これらの10%、1億9,500万円余りであります。令和元年度の決算時点、決算書の74ページ

をご覧いただきたいと思いますが、決算年度末現在残高が約4億8,200万円余りとなっております。本村の財政調整基金の適正な残高規模は、決算時点での金額上は適正とされる残高を上回っております。

しかし、過去10年間の財政調整基金の残高の推移を見ると、平成24年度の9億7,800万円余りが最高でありました。それ以降、積立てと取崩しの増減がございますが、平成27年度を境に令和元年度まで、昨年度まで毎年度、連続5年間、大幅に減少しております。平成27年度以降の5年間、平均で毎年、約8,200万円が減少を続けていることとなります。

この減少ペースは、繰り出し処分と積立金を相殺しても、今後、五、六年間で残高が底につき、定例積立ての地方財政法の規定による決算剰余金の2分の1や株式配当金、利子積立金、特別積立金などを差し引くと、これをないものとした場合には、さらに、三、四年で逼迫するものと予測されるものであります。

減少の要因は、年度ごとに異なると思われませんが、経済不況などによる大幅な税収減や収入不足、災害の発生に多額の経費が支出される必要になるなど、不測の事態の備えとして確保しておく必要があるものであります。

さらに、現在執行中の令和2年度予算でも、財政調整基金から多額の基金が活用されております。さらに減少するものと予測もされます。今後始まる令和3年度の予算編成や、その後の複数年度を見通すと、さらに厳しい財源不足が生じ、取崩しが懸念され、財政そのものが調整できない状況にあります。

財政調整基金は不足する財源に備え、決算剰余金などを積み立て、活用するのが目的の基金であります。しかし、今の流れは、今後の年度間の財源不足、事務事業と財政に大きな影響を及ぼすことが危惧される金額でもあります。行財政改革や行政の再点検等、検証を怠ることなく、経営健全化や財政規律の強化に努めるべきであります。安定的な財政運営を確保すべきものでもあります。この財政調整基金への村当局の認識と今後の対応と取り組み、どのように考えているのか、長い質問になりましたが、お答えいただきます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 6番、北條議員の質疑をいただきました。

まず、村の年々財政が厳しくなりつつある中での将来を見据えての、大変ご心配をする皆様方、議員の皆様方にも財政状況の厳しさ、これをご心配されてのご質疑であります。御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、村としての考え方、また、財政調整基金についての考え方についてご答弁をさせていただきますと思います。

議員おただしのとおり、本村における令和元年度の標準財政規模は19億5,140万7,000円であり、財政調整基金の適正規模を10%とする場合、1億9,514万円余りとなります。

総務省が平成29年度に実施した地方公共団体の基金の積立て状況等に関する調査結果によりますと、財政調整基金の積立ての考え方として、年度間の財政調整という目的から、財政調整規模の一定割合を掲げている自治体が多く、その中でも、あるべき水準は標準財政規模の20%以下と回答している自治体が8割以上でございました。

一方、市町村のうち約6割の団体では、平成29年度末の財政調整基金残高が標準財政規模に対する割合に対して20%を超えるなど、必ずしも一般的な積立ての考え方となっていないことも報告されております。

本村の財政調整基金残高の推移につきましては、ご指摘のとおり、平成24年度の末の9億7,882万4,549円が過去最大でありましたが、翌年度、県の当初予算ヒアリングにおきまして、財政調整基金が標準財政規模と比較して多いという指摘を受けたことを踏まえまして、村では新たな基金、公有施設整備基金を創設し、財政調整基金から当該基金への移替えを行ったところで、平成25年度末残高は6億6,509万1,000円までと減額をいたしました。

その後、平成27年度末には8億8,563万6,000円余りまでに増額いたしましたが、平成28年度以降はこどもセンター運営事業など、財政調整基金を充当すべき対象事業の件数が増加しており、さらに、令和元年度においては、令和元年東日本台風などの災害復旧に対応する必要があったことから、過去最高額となる3億6,445万円余りを取り崩したところであります。令和元年度末残高は4億8,231万382円となっております。

これは、さきに申し上げました令和元年度の標準財政規模の20%に当たる3億9,028万円から9,000万円程度多いこととなりますが、今後、人口減少や景気の動向による法人関係税の変動に伴って、税収が減少していく一方で、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策等に係る経費、また、近年多発している地震や台風などの自然災害の対応経費、さらには、新型コロナウイルス感染などの対応経費が増加していくなど、本村の財政状況は、歳入が減少していく一方で歳出が増加していく、いわゆる二律背反、要するに、収入がなくて、逆に収入が出ていくという、そのような現象が起きております。

この状態に移行していくことが十分予想されることから、今後、こうした事態に対応できるようにするためにも、現在の財調の金額は十分であると考えておりません。

特に、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって村の自主財源の根幹である地方税収入の減少が想定されることから、財政の健全化を確保するため、歳出面におきましては、業務執行方法の改善などによる内部管理経費の節減、既存事業の見直しによる経費の抑制を図るとともに、歳入面においては、国・県の補助金、各種村債や基金、さらには、ふるさと納税などあらゆる方策を通じて、歳入を確保してまいりたいと考えております。また、なお生じる財源不足に備えるために、財政調整基金への積立てにも努めながら、継続的に安定した財政運営を行ってまいる考えであります。

以上で、6番、北條議員の質疑に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま財政調整基金について、村長からご答弁をいただきました。

村当局もこういう部分で調整基金の運用については、危惧するところであるということなのですが、思うのには、本村の実際の予算、決算規模というのは過去10年間の歳出決算ベースでいくと、標準財政規模の平均約1.82倍の金額で推移しているんですね。そして、財政調整基金からその各事業へ繰り出す件数も、30年度の8事業から元年度17事業に倍増しています。

それは、今、村長がご答弁されたとおり、災害、それからコロナという形の中での財政を調整してきたのだというふうには見ておりますけれども、80%を超えると財政の弾力性が失われるとされる経常収支比率ですね、これ過去10年間で平均が84%なんです。既に財政のその弾力性が失われています。この財政の弾力性というのは、施策に必要なお金がどれほど用意できるかというお金の使い道の融通性のことなんです。自由に使えるお金が少ないほど、財政の弾力性がないということになります。

いずれの年度も、決算審査では、計数上や諸帳簿上では誤りがないこと、そして、決算剰余金を出し、黒字であることが報告されております。まさに財政調整基金の目的を十分に活用した決算であり、努力は伺えます。しかし、財政調整基金の今までの活用と残高の減少は、本年度を含め、次年度以降の複数年度を見通すと、さらに厳しい財源不足が生じ、取り崩しが懸念されます。財政調整基金が枯渇し、財政そのものが調整できなくなると危惧される状況に来ております。大げさかもしれませんが、北海道夕張市ですか、あのような状態の再現は見たくありませんし、してはならないと私は思っています。

本村のそうした厳しい財政状況を念頭に、今だからこそできるその行財政改革や行政の事務事業の再点検、それから検証を怠ることなく、経営健全化や財政規律の強化に努め実践し

ながら、先ほど村長が答弁されておるとおり、細かい部分で実践しながら、安定的なやはり財政運営を確保することを強くお願いするものであります。これを申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号 令和元年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第58号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第59号 令和元年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第60号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第61号 令和元年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第62号 令和元年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第63号 令和元年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第64号 令和元年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第65号 令和元年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第66号 令和元年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第67号～議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第11、議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第20、議案第76号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 7番、関根英也でございます。

議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算についてお伺いをいたします。

今回の一般会計補正予算には、新型コロナウイルス感染症拡大による農業への影響を緩和するための支援策が、全くと言っていいほど報じられておらず、農業、農家軽視ではないかと思われるものであります。

ご承知のように、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、国が緊急事態宣言を発した結果、外出や旅行の自粛による外食需要の減少、また、入国制限による外国人観光客の激減、さらには、学校の臨時休校による学校給食需要の減少により、国内生産の農産物の需要が急激に減少し、そのあおりを受けて価格も暴落し、農家は大変厳しい状況に置かれていることは十分ご承知のことと思います。

本村の現状を見ても、牛肉価格の暴落により、本宮家畜市場の和牛子牛の1頭当たりの取引価格が15万から20万も下落し、少し持ち直したとはいえ、依然厳しい状況が続いております。米についても、19年産米が22万トンも余る状況で、収穫が始まる前から生産者米価が下

落しております。野菜生産者も、「手・まめ・館」出荷者に限って見ても、来店者の減少と学校給食の休業により、売上げが減少しております。

本村の基幹産業は、言うまでもなく農業であります。農業、農家を守ることは、地域経済、集落共同体、伝統文化、自然環境、農村景観、生活環境を守ることにつながるわけでありませぬ。

さらに申し上げれば、本村の農家の大部分は兼業農家であり、その経営実態は赤字経営であります。農外収入を投入して、米などを栽培するのであります。赤字経営でも、農地、山林を管理し、村道を守っているのであります。

さきの6月定例会で、私は原発事故と新型コロナ感染問題が重なり、子牛の市場価格の暴落、「手・まめ・館」の出荷生産者の売り上げ減少などで大変厳しい状況にあるので、村独自の支援策を講じるべきという一般質問を行いました。村長は私の質問に対し、状況は承知していると、第2次補正予算に組み込めるかどうか検討すると答弁をいただきました。しかしながら、一般会計補正予算（案）を見ると、農業、農家支援策は何も計上されておられません。村の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画書を見ても、一行も載っておりませぬ。農業、農家を軽視すると受け取られても仕方のない内容かと思うのであります。

一方、本村と人口規模、財政規模が類似している会津の湯川村では、村独自の農業、農家支援策を講じております。8月21日付の福島民報に、湯川村独自の支援策が掲載されております。その内容は、30アール以上の水田で水稻を栽培している農家に、10アール当たり5,000円、畜産農家には1頭当たり2万円の交付金を支給をしているのであります。

本村ではなぜ臨時交付金で農業、農家支援策を講じないのか。その理由をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 今回の新型コロナの影響で、本村の総合的な農業を含めた、商工業も含めた総合的な産業の低迷は、まさに私どもも議員の皆様も、ご承知のとおりであります。

ただいま7番議員から、農業に対する支援策がなされていないのではないかというご質疑でありますけれども、第1次コロナ対策交付金、第2次コロナ対策交付金と合わせて約2億円以上の交付金が交付されました。担当課としても様々な、どのようにこの交付金が村民に公平に渡ればいいのかというところも検討もいたしました。

特に、農業関係であります。私も一番懸念していたのは、特に繁殖。平均価格が70万、80万という時代から、約20万下落をしたと。特に、畜産の繁殖の本村を支える産業につきましても、前から勉強不足でもあった折に、実態を把握したいと思ひまして、7月の共進会にも昨年と今年も行きましたけれども、今年の7月、競りの状況を見させていただいて視察にも行きました。多くの繁殖業の方々ともお話をさせていただいて、そのときが約60万ちよつとの平均価格で20万下落しているということで、農家の方々ともどうですかねと、60万ぐらいだと何とか、まあやっつけいけると。しかしながら、これが50万下がると、それから40万台では、とてもとても多数の、多頭を出荷している我々には、とても経営はどん底に陥ると。

今のところ、何とかとんとんで持ちこたえることができるという声も非常に多いことから、実は、小野町も1軒に対して30万のですか、支援金を決定をしておりますけれども、本村も、私としても決して農業を軽視しているわけではございません。今回の価格の状況も鑑みて、そして、また今後の推移を見まして、農家の方々と、実は代表の方にも来庁させていただいて、ぜひ直接お話を聞かせていただきたいと、何にお困りになってどうなのか、どういう支援策が必要なのか、1頭当たり幾ら、1軒当たり幾らという助成金をお差し上げればそれで済むのかどうか、そういったことも農家の方々と話をしてですね。今後、第3次交付金が交付されるというお話にはなっております。担当課とも、その状況を鑑みて、対応をさせていただきたいと、今、考えて検討していたところでございます。

さらには、米価の下落に関してであります。本村の場合には約6,000万近い米価下落対応の基金を設けておりますので、本当にどちらにしても今の米価は安すぎますから、それ以上、下がった場合の米作農家への負担金ですね。これにつきましては、その基金の活用をするのか。さらには、今回の出荷、今、盛んに始まっておりまして、非常にカメムシの被害が多いと報告されております。等級が下がってしまうのではないかと、今朝、心配されて、農家の方も朝早く来庁されて、その話をされていきましたけれども、そういったところ含めても、今後、対策を検討してまいりたいと思っております。

本当に、本村の基幹産業であります農業が衰退するということは、全ての本村の振興にも大きな影響を与えますから、そこも十分鑑みて、今後、検討してまいりたいと思っております。ご質疑ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） 答弁ありがとうございます。

それで、もう一つだけお伺いしておきたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画を作成するに当たって、農林業を含めた産業経済の影響調査を行っていると思いますが、農業に関するだけでいいんですが、農業の現在の現状と課題について、どのように認識しているのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） その調査につきましては、担当課長から答弁をさせます。

まず一つは、担い手育成なのです。私は常々、次の世代を背負う担い手育成を怠ったのではならない、そして、新規就農者、さらには現在、農業を支えている中堅、さらには、これから規模を拡大するのか、経営改善するのか、そういった将来に向けて農業を続けたいというような方々への支援をしていきたい。それにはやっぱり国・県の支援もいただかなくてはなりませんし、1番議員からも一般質問でクラスター計画、特に畜産ですね。畜産関係のクラスター計画をいち早く立ち上げて、そして、JAと手を組んでやるべきだという意見も出ておりますから、私は産業の振興には、やっぱり担い手育成、次の世代をしょって立つ、そういった担い手の育成を、手厚い支援をしなくてはならないと思っております。

もう一つ、一般質問にも、3番議員からも関連で出ましたけれども、これからの子ども達をどうやって育てるのかと。あと、人口減少に対しても10番議員から、これからの子ども達の人口減少どうやるんですかというご心配された質問の中で、教育長も答弁しております。

やはりふるさとキャリア教育、この教育を通して、村の産業の成り立ちを子ども達が小さいうちからきちんと現場に出て、そして皆様の働く姿、そして村の産業を支えている姿、これを子どものうちから教育したいんです。鮫川が大好きだという子どもを育てて、そして、その子の中から将来、私は農業をやりたい、さらには、お医者さんになりたい、さらには、僕はこういう建設業、大工さんになりたいという志を持つ子どもを村全体で育てていって、人材育成に力を注いでいきたいなと思っております。

なお、その調査の内容につきましては、担当課長からご答弁申し上げたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

農業経済への打撃ということで、詳細な調査については行っておりませんが、農協等からの要望等も、あと最近ですと、農業共済組合のほうからは、農家が掛ける保険金への助成制度もコロナ交付金で対応していただきたいというような要望もいただいております。様々な要件等あります。

また、米作農家への支援という形でも、今現在、米の制度も、主食用米、飼料用米、WC Sというような様々な栽培方法もありますので、それを一律に助成すべきかどうか。また、飼料用作物については別な補助制度も出ておりますので、その辺も加味しながら、今後、第3次交付金についての対応も考えていきたいと思っております。

また、繁殖牛の平均価格下落対策につきましては、まずは国の制度で、60万円を下回った場合の制度ということで、まず、その助成制度があります。その辺の発動も加味しながら検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

8番、前田雅秀君。

○8番（前田雅秀君） 8番、前田です。

事項別明細書の9ページですか、3款の18節、補助金、社会福祉協議会の活動費220万について少しお伺いしたいと思います。決して反対ではないですけどもね。議案調査の中では、課長さんから細かく説明をいただいたところでございますが、なかなか最後までご答弁がいただけなかったということで、質問をさせていただきます。

元年度までは事務局長の給与というのは、定年後に起用した局長さんは300万というところでございます。そういう中で、令和2年度から527万2,877円という金額にしたいというようなところがございます。再任用だと、一旦、役場は辞めていらっしゃるんですよね、この人は局長さんは。そうすると、再任用にされた根拠ですか、それを一つお伺いしたいのと、埴町あたりでは社会福祉協議会の中で施設長を公募したんですね。施設の管理を持っている方ということで、公募しております。そういう中で、その役場の再任用の給料を使ったと、社会福祉協議会の給料表があると思われませんが、それはどうして使わなかったのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご質問ありがとうございます。

この議案調査につきましては、担当課長のほうからも報告受けております。

村の社会福祉協議会は、平成8年から歴代事務局長から6名の局長が現在までに替わっておりますが、当初、開所時には村からの派遣で局長さんが承認をされて兼摂に当たりまして、その後、村を退職した方ですね、が2代、3代目、4代目の局長さんは村からの派遣と、そして、5代目の方は退職と、さらに前局長はプロパーであそこに勤めていた方が局長におな

りになったというところで、この給与体系はまさに一定ではなかったわけであります。

前局長は、議案調査でご承知のとおり年間300万円という規定の中で、一旦退職をした後で再任用として局長になられたわけであります。それで、この金額というのは、前局長の月報酬の金額をそのまま充当していたわけであります。それで、前局長が体調不良により局長を退任したいという申し入れが実はありまして、何とかまた続けていただけないかという話をさせていただいたのでありますが、ご本人のほうの体調不良ということで、やむなく退職という予定となりました。

そのときに前局長のほうから、このような給与体系、実は他町村と比較しても、かなりの格差があるということで、今後どなたを募集するかという要項において、村としても考えていたほうがいいのかということもありまして、実は、他町村を調べました、近隣町村。

この中で、まず棚倉町は町の職員を派遣されているということですから、町の給与規定の中でお支払いをしていると。埴町の場合には、町職員のですね、再任用の6級表を使っているということであります。6級表というのは、今回、我が村も適用した等級であります、矢祭町も同じような基本給に対して、当然、埴町も矢祭町も基本給に対して、管理職手当100分の9ですね、それから期末手当、これもついているということで、本村の場合には、月30万そのまま、管理職手当はなく、通勤手当もないと、含めて、特にそのボーナスもないというまま今日まで至っているところであります。

私もこの話を見たときに、社会福祉協議会の経営が非常に大変なんですよ。3つの事業、本事業、それから受託事業、介護保険事業と、3番目の介護保険事業は民間に委託してもおかしくない事業であります、そこまで担いながら、村の福祉の行政を担っている施設であります、なかなか経営が大変なんです。この中で、他町村に合わせて給与をアップしていいものかどうか、実は悩みました。悩んだんですね。しかしながら、後々どなたにお願いしたらいいのかということで、非常に悩みましたけれども、前総務課長が退職されるという意思があったものですから、前総務課長にお願いをしたというところであります。

それで、給与規定は社会福祉協議会の給与規定もございますから、それに合わせて平成19年のときに、臨時雇用の方を正職員にしたという経過もありますけれども、私は総合的に考えると、やはり容易でないから、給与はこれをお願いということよりも、きちんと他町村、管内と合わせてきちんとお支払いして、それで、しっかりと仕事をさせていただいて、管理職手当もつけて、そして福祉行政の事務長としての任務を全うしていただくためには、他町村と合わせた給与にして、そして、その分事務局の、前はいらっしゃった、前の前の局長

の場合には、前局長がいましたから、事務的な量も軽減されたと思いますが、今そういう状況ではありませんので、まずは管内の状況に合わせて、大変です、年間200万以上をアップするというのは、協議会の会長の私としても、人件費をそこまで上げていいものかというのは財政と、それから3月の末にいろいろ考えました。

また、今年度これだけ補正予算で上がってきて、財政係ともいかなるものですかねという、どうですかという、厳しい中でということもいただきましたけれども、私はやっぱり見合った、ご苦勞されている分の、管内と合わせて、きちんとお示しをしていただいて、それ以上の仕事をしていただくためにということで、大変な苦しい経営の中でも、今回上程させていただいたわけでありませう。

こういった諸事情を鑑みて、皆様のご同意をいただければありがたいなと思っておりますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

8番、前田君。

○8番（前田雅秀君） 最後にもう一点だけお聞きしたいと思います。

今回の所長さんは、福祉に関する資格をどのぐらいお持ちなのか、また、その点についてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 局長の資格ですか。

○8番（前田雅秀君） 局長の福祉に対する資格ですね。

○村長（関根政雄君） 局長がですか。

○8番（前田雅秀君） はい。

○村長（関根政雄君） 局長は福祉の資格は持っていないと思います。あくまでも事務方ということですから、資格を持っている方は、職員の中で必要な資格は、取得をしている方がおりますので。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 商工費のね、18節500万、移動スーパー生活支援事業車両購入補助金500万、これについてお聞かせください。議案調査の中で私も一応、担当課長からお聞きはしました。

そのときに、まず、これは、「すまいる」と「手・まめ・館」に1台ずつ購入予定となっているそうなんですけれども、まず、「手・まめ・館」の保冷車、どのような事業体系を考えているのか、保冷車使って。あとは、「すまいる」ですね、現在今使っている車、これを予備車として使うという話ちょっと議案調査のときに聞いたような感じはするんですけれども、もし予備車として使えるんだらば、あの新車、私は必要ないんじゃないかなと思います、その点について伺います。

○議長（星 一彌君） はい。

○村長（関根政雄君） 10番議員からの、議案調査をしていただいた旨のご報告はいただいております。保冷車の2台の購入ということで、今回、「すまいる」と「手・まめ・館」ということであります。

当初、「すまいる」の場合には、もう既に開所当時から2台の中の1台は設置をされておりました。これは経産省の補助金も使わせていただきながら、購入はしたのでありますけれども、走行距離何キロですかと、こうあったようでありますけれども、走行距離、私まだ把握しておりませんが、予備車ではなくて、一番最初入れた軽の入替えだと思えます。かなり傷んでおまして、村内各地域地域に宅配をしていく中で、大変傷んでおるということで、今回のコロナ交付金を活用しながらも入れ替えてはどうかということなのであります。

さらには、「手・まめ・館」のですね、保冷車の使い道はどのようなということですが、今年はコロナの関係で首都圏への販売は自粛しておりますけれども、実際、保冷していかなくてはならない品物があるそうであります。豆腐、納豆等々、真夏の販売には保冷をしていかなくてはならない、食品の品質が落ちてしまうということもあって、前々から、本来であれば、もっと大きいハイエースあたりの大きいワンボックスカーを入れたいという希望があったようではありますが、今回、財政の関係で、人は車に乗っていても、必要な保冷をしなくてはならない食品だけ運びながら、そこに調達はできないかと。

あと、また今後、「すまいる」との連携をして、今、2台で「すまいる」は宅配をしておりますが、今後ますます増えるであろう村内の高齢者等々への宅配事業を連携して進める上でも、台数を増やして満遍なくお届けをすると、村内に向け、それから村外に向けということでもあります。

実は、今、コンビニが、中山間に軽の車で、事業拡大のために参入して始まっております。ここはまだ、鮫川には来ていないようではありますが、もう茨城県はもうどんどんと中山間の那須町の奥まで、コンビニが同じような保冷車を使って高齢者向けに、これから高齢者のシ

シェアは4割を占めると言われておりますから、そういったシェアを網羅するためにもコンビニが参入しておりますが、うちの村でも、まさにそれが参入されてくるとなると、「手・まめ・館」も、「すまいる」も、あと各商店も、また移動販売している村内の食品を扱っている業者の方々も、非常にもう経営が立ち行かなくなるということも予想されますから、そういったその村内では、この保冷車フル活用して、これから増えるであろう宅配、移動販売も合わせて消費拡大。「手・まめ・館」もこれからどんどんとやっぱり売っていかなくてはなりません。そのためには、「すまいる」と連携をしていかなくてはならないという大きな課題もありますから、そういったことも含めましての軽の保冷車の2台の入替えということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私が必要か必要ではないかというのは問いません。ただ、使えるものは、私は使っていただきたい。

なぜこういう質問をしたかという、今コロナ禍で、私の一般質問にもものついたのですけれども、子ども達、若者達が、今、相当困窮しているわけです。こういう方に、こういう使えるものを使って、その予算をそっちに振り向けていただきたい。そういう思いでこれは一応必要なやつは、使えるやつは使っていただきたい。これは私、ますます高齢化するわけだから、そういう村長の今、答弁したあれも理解できます。ただ、現状、若者の困窮、実態調べてくださいというお願いしたのもそれなんです。

それと、今、農業、林業の補助のために、ふるさと教育、キャリア教育を通じて勉強させるという村長答弁、英也議員の答弁に言ったんですけれども、その一番基礎となるのは家族、若者の生活基盤なんです。生活基盤がなかったら、教育はないんだと思うんです。だから、そういうところに、そのこういうコロナ禍の予算を振り向けていただきたい。使えるものは使っていただきたい。そういう思いで質問させていただいたわけなんですけれども、村長、その点。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は、私の村長就任の9つの理想の村づくりの、村民主体の村づくりの中に、2番目に掲げております。若者や女性たちの提案や立案、そしてご意見を村政に反映できるような村をつくりたいと思っております。

若い方々が、今ご指摘のとおり、どのくらい困窮をされているのか。統計的には、生活困

窮、この前教育長が答弁しましたとおり、給食費とか様々な問題でそのような対策は取っておりますが、実際、その若い人たちが、特にまた村営住宅に入っている方々も含めて、どのようなご意見とお困りがあるのか。今後、やっぱり農業者も、産業の若い人たちの団体も踏まえて、そして、また若い人の話をまず聞いて、情報があればぜひ情報ください。このようなご意見があるから、この場所にちょっと村出向いて行って、意見聞いてくれないかという提案があれば、足は運びますから。

ですから、10番議員、そのような方々がいらっしゃれば、村民との対話の日にもおいでいただきたいし、私もこちらから足を運んで、実態一体どうなっているんですかというのはお聞かせいただくようにします。そして、また、議員さんのほうでも、そういった村民がいるよという状況であればお聞かせいただいて、実態を把握した上で、対応策が一番何が適切なのか。その支援策って一体何なのかというところに、村としても、支援策を講じて今後まいりたいと思います。

やはり村民との対話が軸ですから、まずお聞かせいただくこと、そして、実態を把握した上で、実態に沿った施策を、これからもまた3次交付金、特別交付金とは言いませんから、これは村独自の財源を使ってでも、そういった支援策は新年度以降、講じていきたいと思えます。

そういった村民の方々のご意見も、議員の皆さん各地区地区で様々な議員活動している中で、お声があればぜひお聞かせいただけませんか。そうして、私も皆さんと一緒に、この議会の中で、予算がつくものであれば、議論をして予算措置をするということで、計画性をもって対応していきたいと思っております。

以上、質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 令和2年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 令和2年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第21、議案第77号 村道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第22、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） ただいま発議いたしました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の趣旨説明をいたします。

今般の発議は、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済の活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方税制対策及び地方税制改正に向け、地方自治体の

財源を確保することや、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないことなどを確実に実現されるよう、強く要望することが重要と判断し、この意見書を発議するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。
よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（星 一彌君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時09分)

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、同意第12号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎同意第12号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、同意第12号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第12号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

鮫川村教育委員会は、3名の委員によって運営をされております。前任者の高杉タカ子氏が平成24年10月1日から8年間委員としてご活躍をいただきましたが、本日をもって任期満了となります。

今回、その後任者として、鮫川村大字西山字馬場にお住いの鈴木千春氏を任命したく、ご提案を申し上げたところでございます。

鈴木氏は、生年月日が昭和49年3月19日であります。現在46歳であります。平成21年1月

から特別養護老人ホームさめがわに勤務され、平成30年度には鮫川中学校のPTA副会長などを務められた識見豊かな、義務教育世代のお子さんの保護者でもあります。議会招集日、日程の関係から、明日10月1日よりとなりますが、鮫川村教育委員会委員としてご活躍をいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、皆様のご同意を求めたく提案をさせていただいたところでございます。ご賛同をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第12号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年第5回鮫川村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午前11時15分)

上記会議次第は事務局長鈴木隆寛の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和2年9月30日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 遠 藤 貴 人

署 名 議 員 堀 川 照 夫